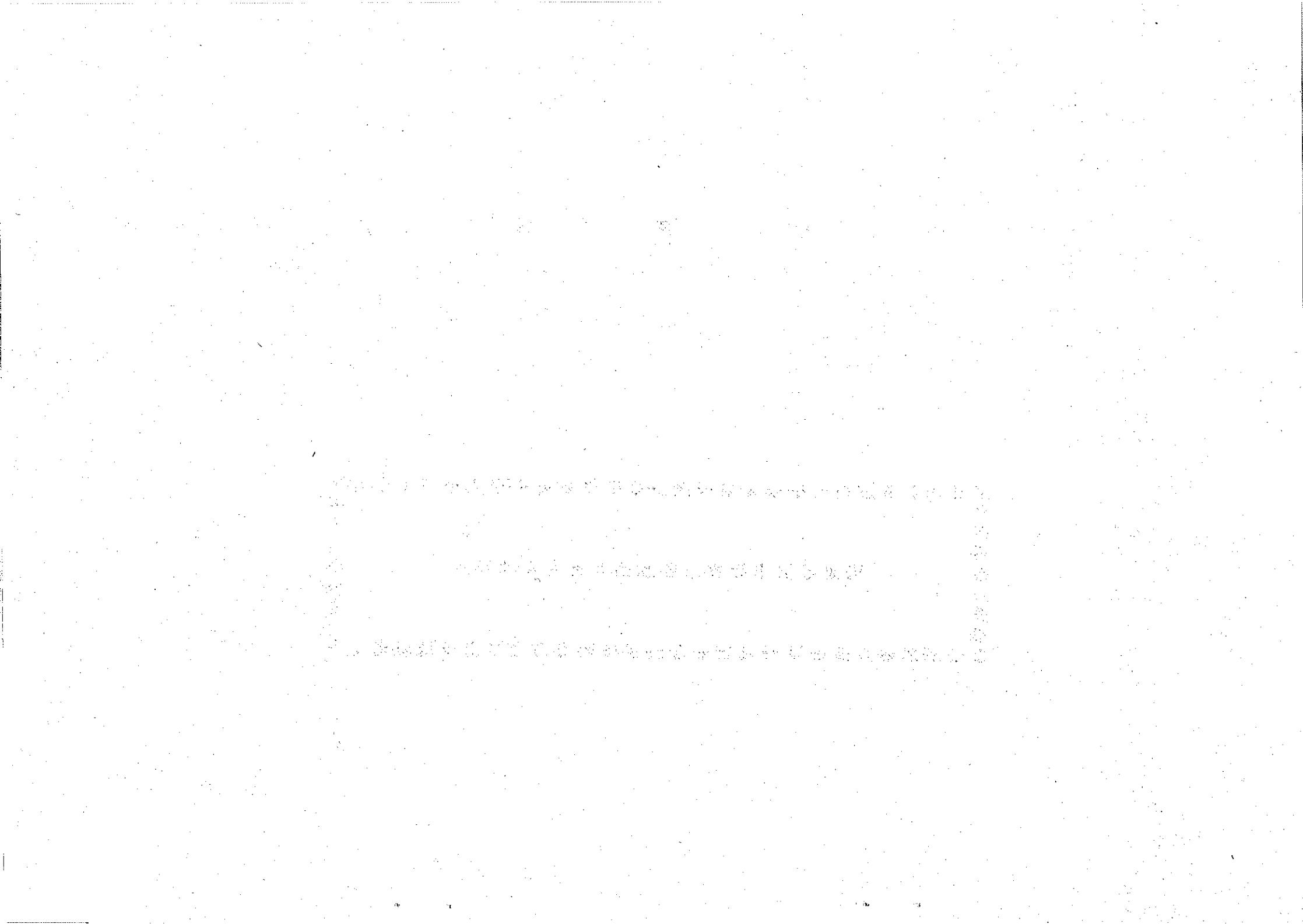


平成 22 年第 4 回箕面市議会定例会議案

箕 面 市



平成22年第4回箕面市議会定例会議案

報告第33号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
第102号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場）	5
第103号議案 財産取得の件	7
第104号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立青少年教学の森野外活動センター）	11
第105号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立総合運動場）	13
第106号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立箕面文化・交流センター）	15
第107号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立聖苑及び箕面市立靈園）	17
第108号議案 箕面市と豊能町との間における消防事務の委託に関する協議の件	19
第109号議案 大阪広域水道企業団を組織する市町村の数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件	23
第110号議案 箕面市証明その他の手数料条例改正の件	27
第111号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例改正の件	41

第112号議案	箕面市大字小野原財産区区域内の墓地の使用及び管理に関する条例改正の件	43
第113号議案	箕面市立小・中学校設置条例改正の件	45
第114号議案	箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例改正の件	47
第115号議案	箕面市訪問看護サービス手数料条例廃止の件	51
第116号議案	箕面市カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例制定の件	53
第117号議案	箕面市火災予防条例改正の件	57
第118号議案	平成22年度箕面市一般会計補正予算（第5号）	59
第119号議案	平成22年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）	117
第120号議案	平成22年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	135
第121号議案	箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	153

報告第33号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成22年7月28日 午前11時40分頃
- 2 事故発生場所 箕面市小野原東四丁目260番1地先路上
- 3 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の状況 本市の職員（市民部環境クリーンセンター環境整備課）が、上記日時・場所においてごみ収集車を左折させたところ、左後方から走行してきた相手方の自転車の運転者に同車両の左サイドミラーが接触して運転者を負傷させ、自転車が破損したものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額（物損に限る。）は、60,000円とし、市

は相手方にその全額を支払う。

6 和解年月日 平成22年10月7日

(写)

専決第 13 号

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成 22 年 7 月 28 日箕面市小野原東四丁目 260 番 1 地先路上において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、[] を相手方とし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により別紙のとおり和解する。

平成 22 年 10 月 6 日専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第33号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

第102号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場の指定管理者を指定する。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 公の施設の名称 箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場
- 2 指定管理者 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号
東急不動産SCマネジメント株式会社
代表取締役 土屋光夫
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、平成26年4月1日以後において、北大阪急行線の延伸に伴う工事の状況等により箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場の全部若しくは一部を廃止し、又は平成28年3月31日まで休止する場合は、指定の期間の末日は、各施設につき、当該廃止し、又は休止する日の前日とする。

(提案理由)

箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第103号議案

財産取得の件

次のとおり財産を取得する。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

取得する物件（土地）の表示		取得金額	所有者（譲渡人）
所在地番	地 積		
北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業区域内 F 6 7 街区			神奈川県横浜市中区本町六丁目 50番地1 独立行政法人都市再生機構
1 画地	5,856.93 m ²	295,774,965 円	
2 画地	2,433.07 m ²	122,870,035 円	
3 - 1 画地	1,489.12 m ²	75,200,560 円	
3 - 2 画地	262.25 m ²	13,243,625 円	
4 画地	2,107.05 m ²	106,406,025 円	
5 画地	22,151.71 m ²	1,118,661,355 円	
位置は、別図のとおり			
合 計	34,300.13 m ²	1,732,156,565 円	1名

(提案理由)

独立行政法人都市再生機構から彩都地区の小中一貫校の用地を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

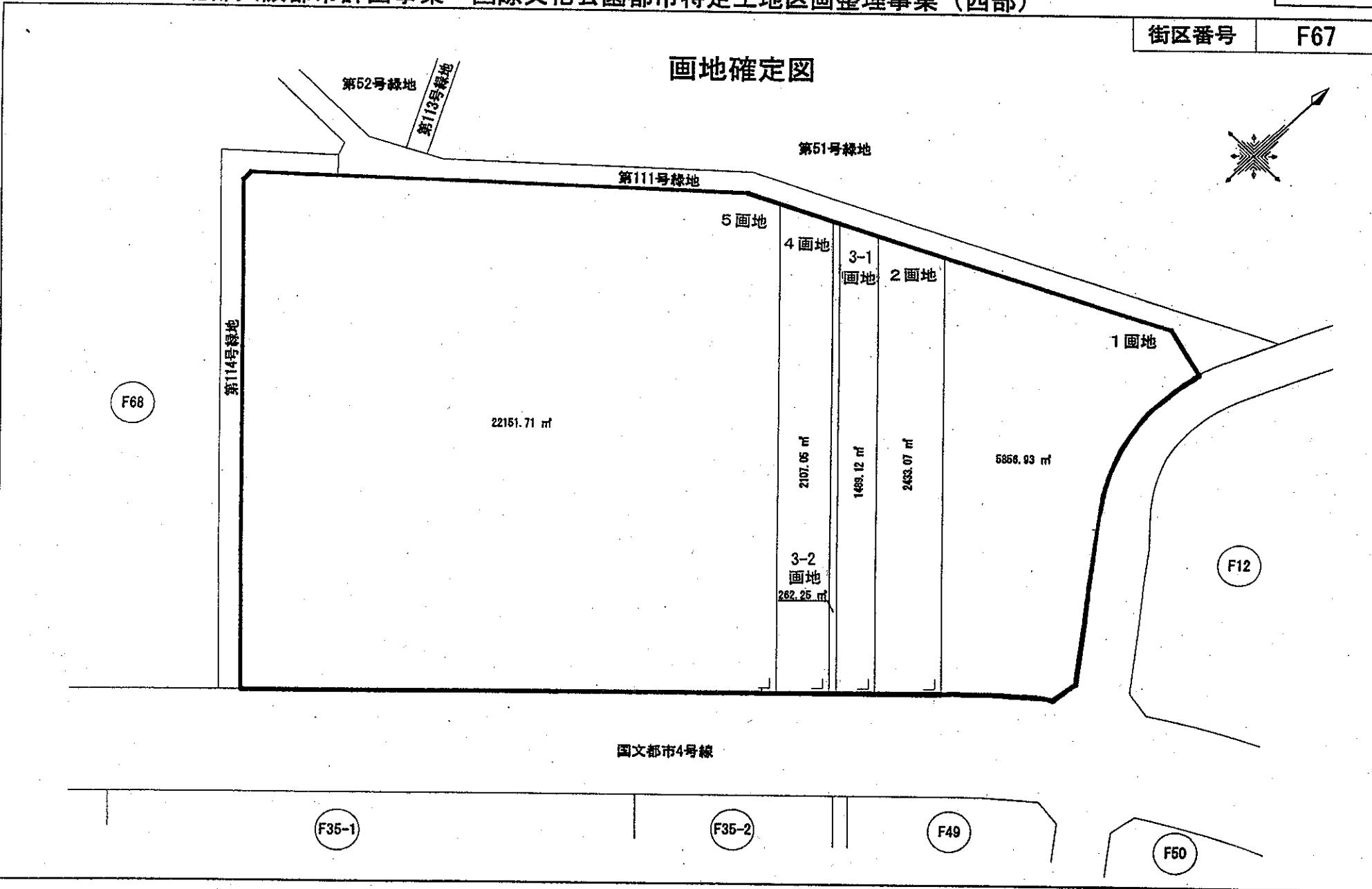
別図

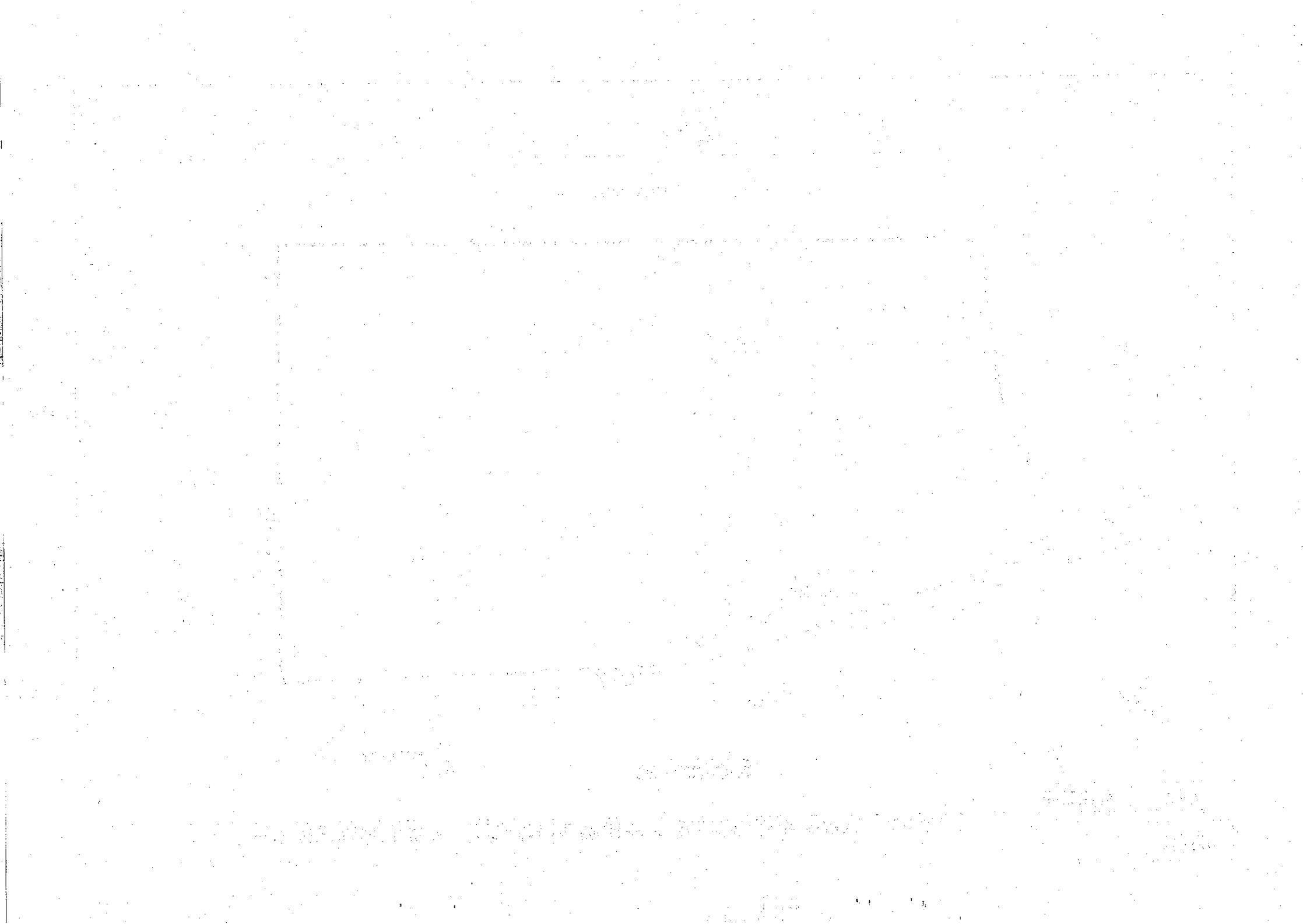
北部大阪都市計画事業 国際文化公園都市特定土地区画整理事業（西部）

街区番号

F67

画地確定図





第104号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者を指定する。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 公の施設の名称 箕面市立青少年教学の森野外活動センター

2 指定管理者 大阪市城東区森之宮一丁目6番102号

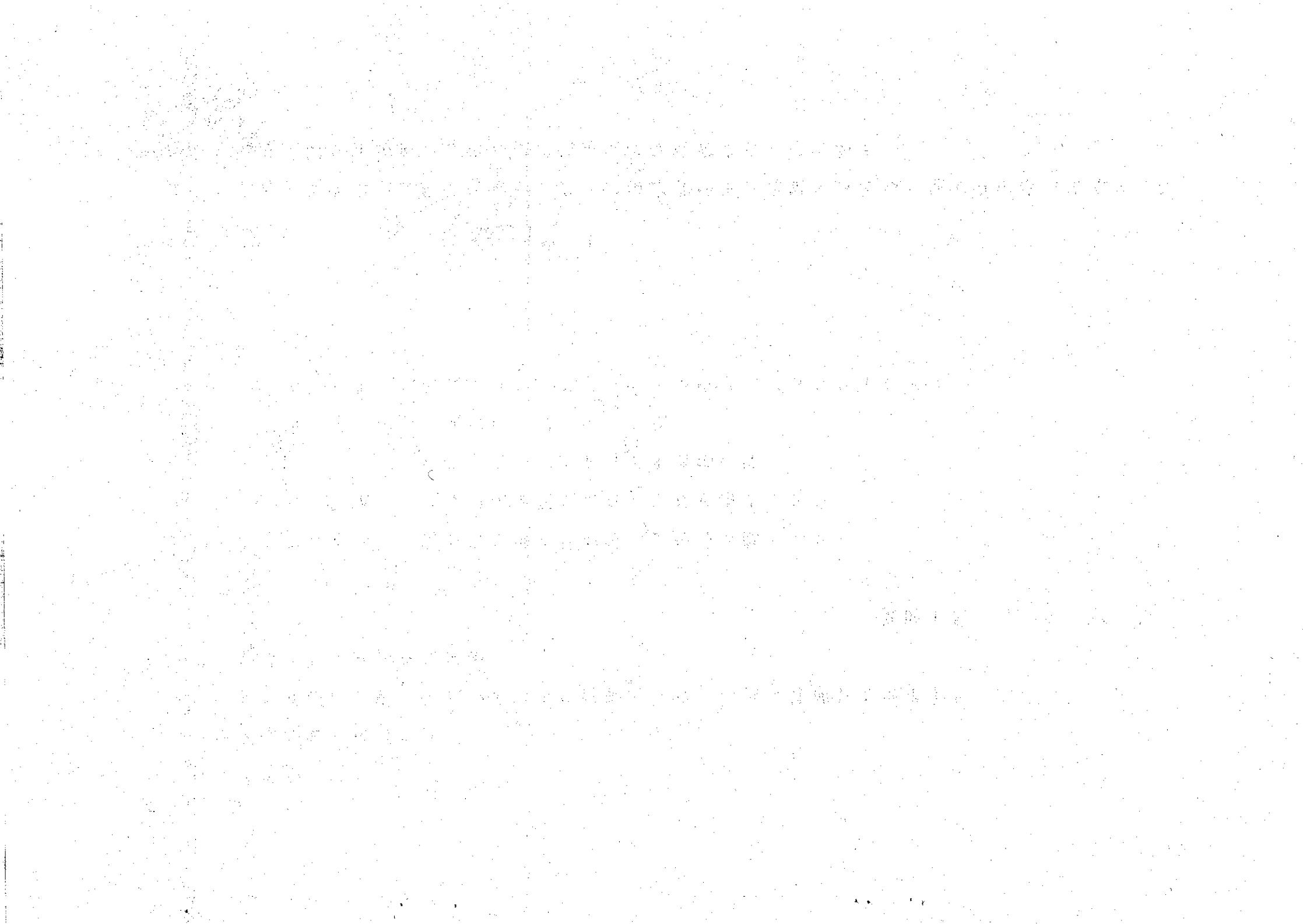
財団法人 大阪府青少年活動財団

理事長 田中 寛

3 指定の期間 平成23年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。



第105号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立総合運動場の指定管理者を指定する。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 公の施設の名称 箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場

2 指定管理者及びその構成団体

指定管理者	指定管理者の構成団体	
ミズノグループ	代表団体	大阪市中央区北浜四丁目1番23号 美津濃株式会社 代表取締役 水野明人
	代表団体以外の構成団体	大阪市中央区難波五丁目1番60号 南海ビルサービス株式会社 代表取締役 廉林光夫
		大阪市西区北堀江二丁目1番11号久我ビル北館5階 株式会社ウエルネスサプライ 代表取締役 薄井修司

3 指定の期間 平成23年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立総合運動場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第106号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者を指定する。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 公の施設の名称 箕面市立箕面文化・交流センター

2 指定管理者 箕面市箕面六丁目3番1号

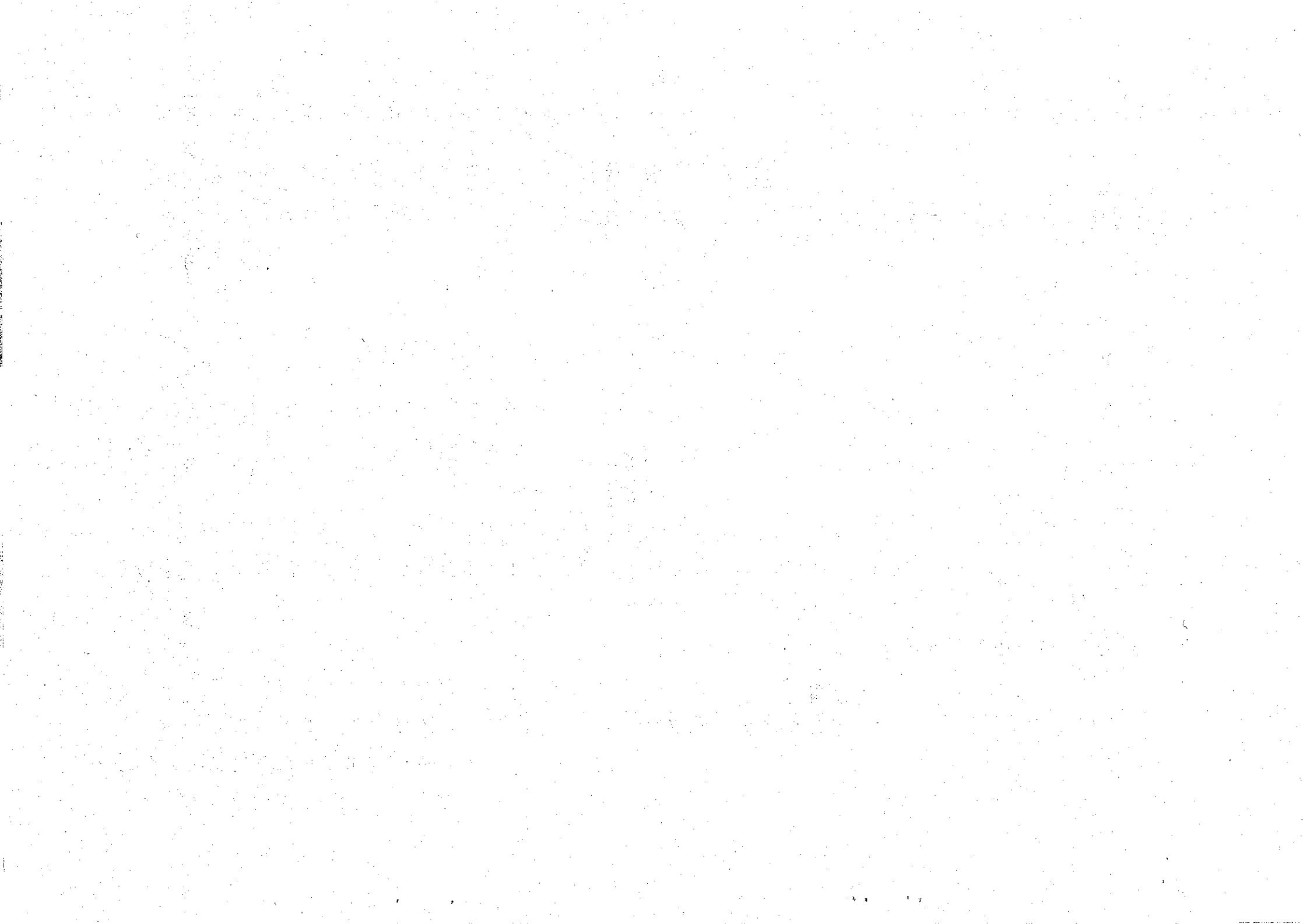
箕面都市開発株式会社

代表取締役 南富治

3 指定の期間 平成23年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。



第107号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立聖苑及び箕面市立靈園の指定管理者を指定する。

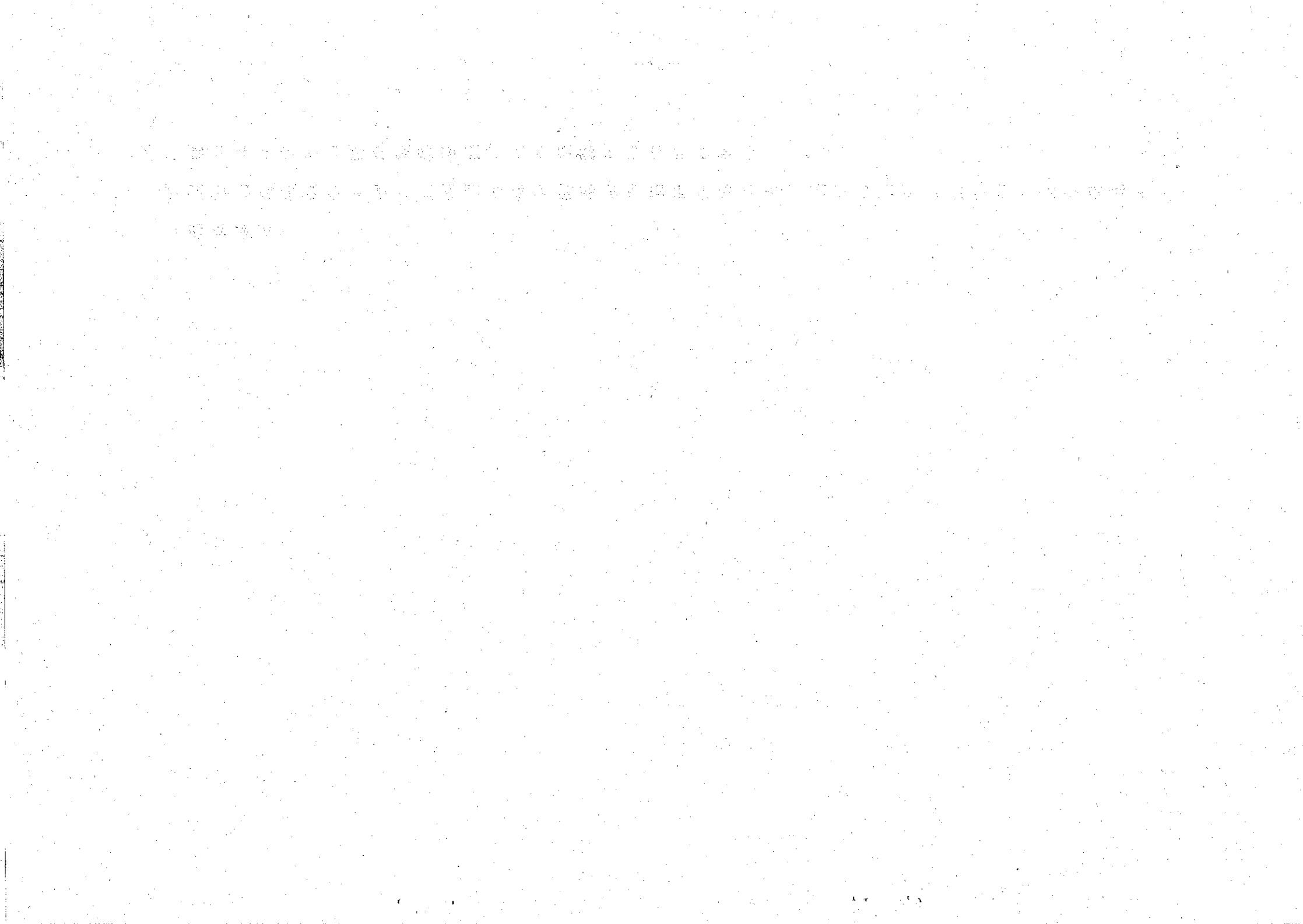
平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 箕面市立聖苑及び箕面市立靈園 |
| 2 指定管理者 | 福岡市博多区東公園6番21号
太陽築炉工業株式会社
代表取締役 江口正司 |
| 3 指定の期間 | 平成23年4月1日から平成33年3月31日まで |

(提案理由)

箕面市立聖苑及び箕面市立靈園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。



第108号議案

箕面市と豊能町との間における消防事務の委託に関する協議の件

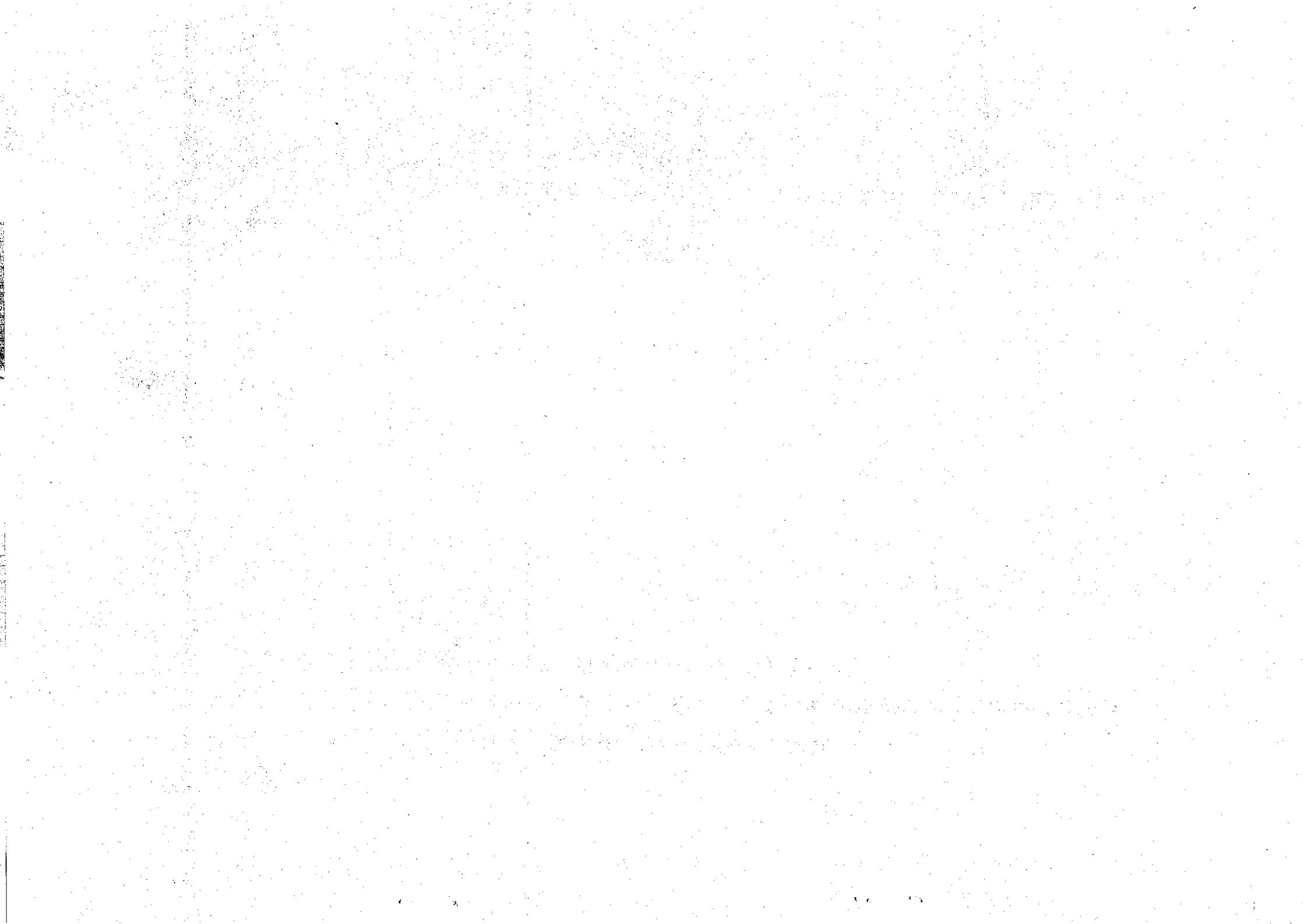
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により箕面市北部地域の消防に関する事務を豊能町に委託するため、別紙規約のとおり協議する。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

（提案理由）

箕面市北部地域の消防に関する事務を委託するに当たり、豊能町と協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により提案するものである。



別紙

箕面市と豊能町との間ににおける消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 箕面市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、箕面市北部地域（箕面市長及び豊能町長が協議して定める地域をいう。以下「対象地域」という。）の消防に関する事務（消防団に属する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに防火査察、建築物の確認等に対する同意その他の予防業務に関する事務を除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を豊能町に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、箕面市の負担とする。この場合において、経費の内訳、金額及び交付の時期については、箕面市長及び豊能町長が協議の上、別に定めるものとする。

(予算の執行)

第3条 豊能町長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、毎年度、豊能町一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徵収する使用料、手数料その他の収入は、豊能町の収入とする。

(決算の場合の措置)

第5条 豊能町長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を箕面市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 箕面市長及び豊能町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃に係る措置)

第7条 豊能町長は、委託事務の管理及び執行について適用される豊能町の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、箕面市長に通知するものとする。

- 2 豊能町長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を箕面市長に通知するものとする。
- 3 箕面市長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公示するものとする。

(水利施設の設置、維持及び管理)

第8条 箕面市は、対象地域内における消火の活動に必要な水利施設を設置し、常に有効に使用できるよう維持し、及び管理するものとする。

(施設の使用)

第9条 豊能町は、箕面市の管理する施設で、委託事務の管理及び執行に必要とするものを無償で使用するものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関する必要な事項は、箕面市長及び豊能町長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
(条例等の公示)
- 2 箕面市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する豊能町の条例等が対象地域内において適用される旨及びこれらの条例等を公示するものとする。

第109号議案

大阪広域水道企業団を組織する市町村の数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

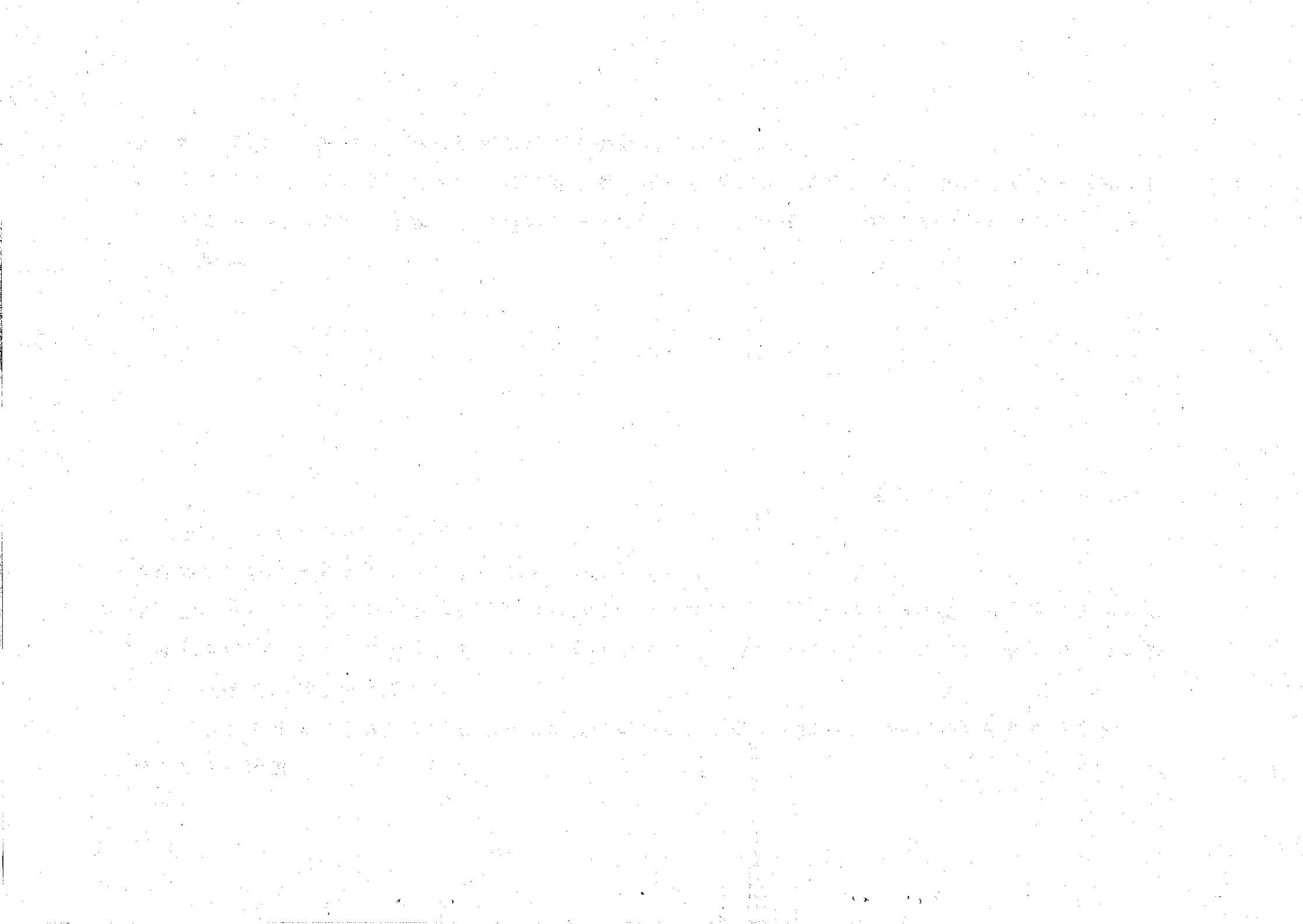
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、守口市、松原市、羽曳野市、藤井寺市及び東大阪市の大阪広域水道企業団への加入並びにこれに伴い大阪広域水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて関係市町村と協議する。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

（提案理由）

大阪広域水道企業団を組織する市町村に守口市、松原市、羽曳野市、藤井寺市及び東大阪市を加えることとともに、これに伴い大阪広域水道企業団規約を変更することについて関係市町村と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により提案するものである。



別紙

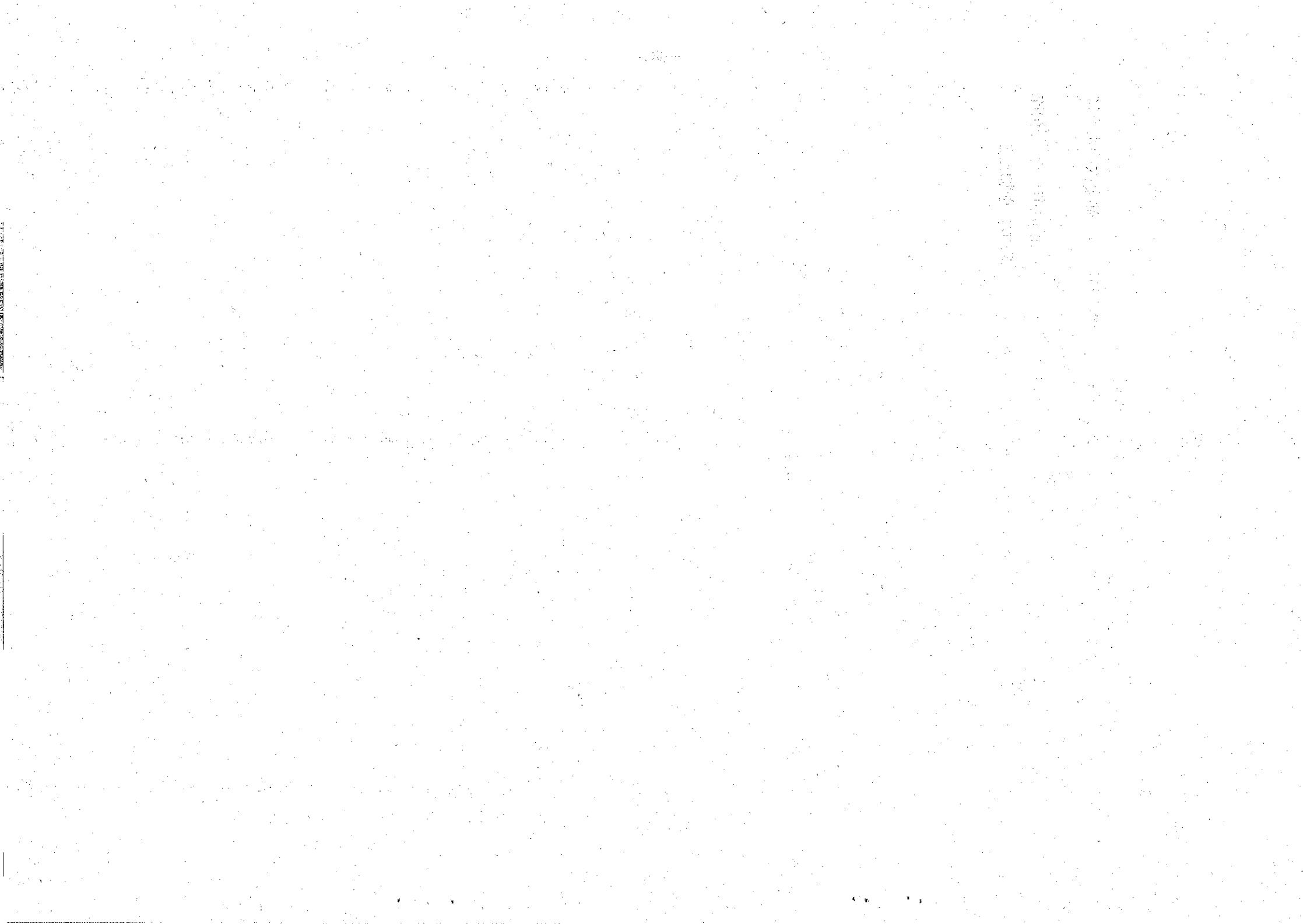
大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように
変更する。

別表中「貝塚市」の後に、「守口市」を、「河内長野市」の後に、「松原市」を、「柏原
市」の後に、「羽曳野市」を、「高石市」の後に、「藤井寺市、東大阪市」を加える。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可の日から施行する。



第一百十号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、別表六十一の項に掲げる立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可に必要とするもの第五条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改める。第六条中「取消し」を「取り消し」に改める。別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

										種類	単位	金額
一										市府民税の課税に関する証明	一件	三〇〇円
二										土地、家屋その他の資産の評価及び課税に関する証明	一件	三〇〇円
三										土地、家屋その他の資産に関する台帳の閲覧	一冊	三〇〇円
四										土地又は家屋に関するマイクロフィルム及び電磁的記録の資料の写しの交付	一枚	三〇〇円
五										納稅證明書の交付	一件	三〇〇円
六										道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の規定に基づく臨時運行の許可	一両	七五〇円
七										租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十一条各号又は第四十二条第一項の規定に基づく住宅用家屋の証明	一件	一、三〇〇円
八										町を市とする処分に関する証明	一件	三〇〇円
九										町村の廃置分合に関する証明	一件	三〇〇円
十										市の境界変更に関する証明	一件	三〇〇円
十一										契約履行実績に関する証明	一件	三〇〇円
十二										土地の名称及び地番号の変更に関する証明	一件	三〇〇円

十三

四五〇円

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項、第

十条の二第一項及び第三項から第五項まで若しくは第一百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二十条第一項若しくは第一百二十六条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

一通

十四

一件

戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで又は第一百二十条第一項若しくは第一百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付

十五

一件

戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第一項及び第三項から第五項までの規定若しくは同法第二十六条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二十条第一項若しくは第一百二十六条の規定に基づく調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

七五〇円

三五〇円

二十一	二十	十九	十八	十七	十六		
住民基本台帳法第十二条の二において準用する同法第十条第一項及び第三項から第五項までの規定又は同法第二十条第一項若しくは第一百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍法第四十八条第一項(同法第一百十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第四十八条第二項(同法第一百十七条において準用する場合を含む。)若しくは第一百二十六条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	戸籍法第四十八条第二項(同法第一百七条において準用する場合を含む。)又は第一百二十六条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明書の交付	一通	一通	三五〇円	四五〇円
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十条第一項、第三項又は第四項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍法第四十八条第二項(同法第一百七条において準用する場合を含む。)又は第一百二十六条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十条第一項、第三項又は第四項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明書の交付	一通	一通	三五〇円	四五〇円
住民基本台帳法第十二条の二第一項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	戸籍法第四十八条第二項(同法第一百七条において準用する場合を含む。)又は第一百二十六条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十条第一項、第三項又は第四項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明書の交付	一通	一通	三五〇円	四五〇円
一人又は一世帯	一通	一件	一通	一通	一通	三五〇円	四五〇円
三〇〇円	三〇〇円	三五〇円	一、四〇〇円				

二十二	住民基本台帳法第十二条第一項 又は第十二条の三第一項若しく は第二項の規定に基づく住民票 の写し又は住民票記載事項證明 書の交付	一通	三〇〇円
二十三	住民基本台帳法第十二条の四第 一項の規定に基づく住民票の写 しの交付	一通	三〇〇円
二十四	住民基本台帳カードの交付又は 再交付	一枚	五〇〇円
二十五	みのお市民カード・印鑑登録証 の交付	一枚	三〇〇円
二十六	みのお市民カードの交付	一枚	三〇〇円
二十七	住居表示台帳の写しの交付	一枚	一五〇円
二十八	後見及び保佐に関する証明	一枚	三〇〇円
二十九	破産に関する証明	一枚	三〇〇円
三十	印鑑登録証明書の交付	一枚	三〇〇円
三十一	外国人登録法（昭和二十七年法 律第二百二十五号）第四条の三第 二項の規定に基づく登録原票の 写し又は登録原票記載事項證明 書の交付	一通	三〇〇円
三十二	埋火葬に関する証明	一件	三〇〇円
三十三	国民健康保険料の納付に関する 証明	一件	三〇〇円
三十四	介護保険料の納付に関する証明	一件	三〇〇円

五十八	五十九 り災証明その他の火災等に関する証明	六十 救急搬送証明	六十一 農地又は非農地の現況に関する証明	六十二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条又は第五条の規定に基づく農地転用等に係る許可又は届出に関する証明	六十三 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第四条	六十四 狂犬病予防法第五条第二項の規定に基づく犬の狂犬病予防	六十五 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)	六十六 狂犬病予防法施行令第三条の規定に基づく犬の狂犬病予防	六十七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十九条第一項の規定に基づく鳥獣飼養の登録	六十八 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十九条第五項の規定に基づく鳥獣飼養の登録の更新	六十九 三、四〇〇円	七十 三〇〇円
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一頭	一頭	一頭	一件	一件	
							三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	
							五五〇円	五五〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	
							一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	

六十二

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イ又は第六十三条第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

六十三

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

一件

一一〇、〇〇〇円

一件

一七〇、〇〇〇円

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

一件

二五〇、〇〇〇円

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

一件

三三〇、〇〇〇円

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

一件

五〇〇、〇〇〇円

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

一件

六六〇、〇〇〇円

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

一件

八四〇、〇〇〇円

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

一件

一、一〇〇、〇〇〇円

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の

四第三項第七号イの規定に基づく優良宅地造成の認定の申請

一件

一一〇、〇〇〇円

以上の場合

トル未満の場合

トル未満の場合

トル未満の場合

トル未満の場合

トル未満の場合

トル未満の場合

トル未満の場合

トル未満の場合

七十四	七十三	七十二	七十一	七十	六十九	六十八	六十七				
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十五条の二第一項に規定する指定期道路図の写しの交付	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十二条第七項に規定する台帳の記載事項に関する証明	配水管に関する図面の写しの交付	道路、公園、市営住宅、下水道、河川、区画整理に関する資料（図面管理システムに保存する資料）の写しの交付	道路台帳又は公共下水道台帳の写しの交付	道路幅員証明書の交付	土地境界に関する証明	租税特別措置法施行令第二十五条の四第十六項又は第三十九条の七第十一項の規定に基づく事情認定の申請	一件	三〇、〇〇〇円	一筆	一、二〇〇円
一件	一件	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円
三五〇円		一、八〇〇円	六〇〇円	三〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	A3版を超えるもの	A3版を超えるもの	A3版以下	A3版以下	A3版以下

七十五	建築基準法施行規則第十条の二 第一項に規定する指定道路調査書 の写しの交付	一件	三五〇円
七十六	建築基準法施行規則第十一条の四 第一項第一号から第六号まで に規定する建築計画概要書等の 写しの交付	一件	三〇〇円
七十七	市営住宅の家賃に関する証明	一件	三〇〇円
七十八	市営住宅の居住に関する証明	一件	三〇〇円
七十九	市営住宅の駐車場利用承認に関する 証明	一件	三〇〇円
八十	住宅新築資金等貸付金の償還に する証明	一件	三〇〇円
八十一	文書の受理に関する証明	一件	三〇〇円
八十二	公簿、公文書又は図面の謄本又 は抄本の交付	一枚	三〇〇円
八十三	公衆より本市を経由して行政庁 へ提出すべき願、届又は図面の 作成	一件	三〇〇円
八十四	その他の証明又は閲覧	一件	三〇〇円

備考

一一の項、二の項及び五の項の手数料の金額は、年度又は税目が異なることに一件として計算した額とする。

一二二の項の手数料の金額は、一筆、一棟又は一種類をもつて一件とし、その数が二件以上となるときは、一件を加えるごとに百五十円を加算した額とする。

三 三十三の項から三十五の項までの手数料の金額は、年度が異なる
ごとに一件として計算した額とする。

四 四十の項、六十の項、七十一の項、八十二の項及び八十三の項の
手数料の金額は、図面の作成等で専門の技術を要するものは、その
作成等に要する実費とする。

五 六十一の項の手数料の金額は、広告物及び当該広告物の掲出物件
の設置の申請が同時にあつた場合は、これらを一件として計算した
額とする。

六 六十一の項のはり紙又ははり札の枚数に百枚に満たない端数があ
るときは、百枚として計算する。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

大阪府条例による事務処理の特例の規定により、本市で新たに行う事務に係る手数料を徴収するとともに、関係する手数料を見直すため、本条例を改正するものである。

(提案理由)

第一百十一号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例の件

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「という。」には「、規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「七十」を「百以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第八条の見出し中「給与の種類」を「給与」に改め、同条本文中「派遣職員には」の下に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の算定方法を改めるため、本条例を改正するものである。

第一百二十二号議案

箕面市大字小野原財産区区域内の墓地の使用及び管理に関する条例改正の件

箕面市大字小野原財産区区域内の墓地の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市大字小野原財産区区域内の墓地の使用及び管理に関する条例（平成十九年箕面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

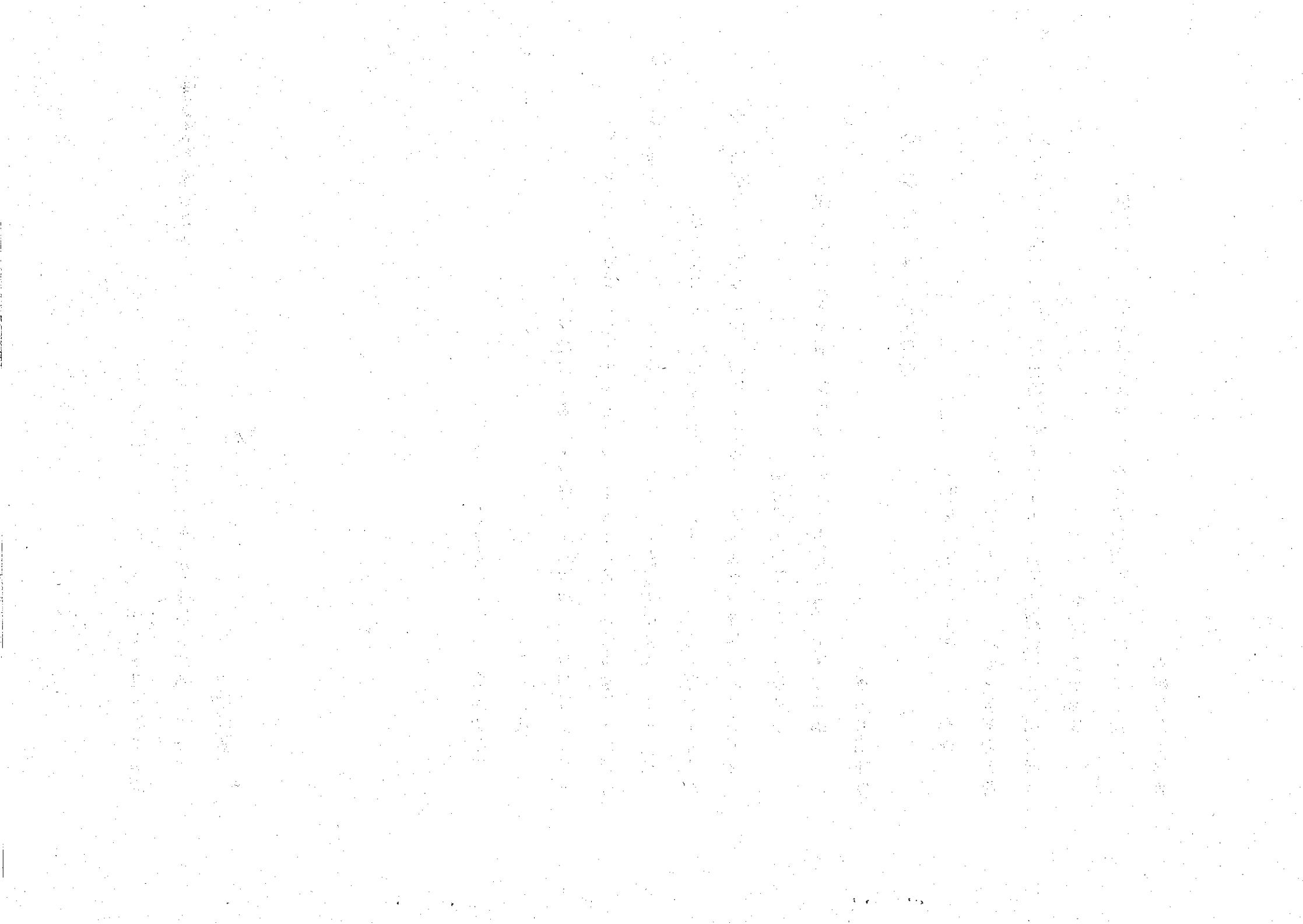
第一条中「箕面市小野原西六丁目千七百六十一番、千七百六十二番、千七百六十三番及び千七百六十四番」を「箕面市小野原西六丁目千九百八十三番、千九百八十四番及び千九百八十五番」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の換地処分に伴い、
関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第一百十三号議案

箕面市立小・中学校設置条例改正の件

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例

箕面市立小・中学校設置条例（昭和四十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

箕面市立萱野北小学校	箕面市如意谷四丁目四番一号
箕面市立彩都の丘小学校	箕面市彩都栗生北二丁目一番五号
箕面市立第六中学校	箕面市粟生間谷西一丁目三番一号
箕面市立第六中学校	箕面市粟生間谷西一丁目三番一号
箕面市立彩都の丘中学校	箕面市彩都栗生北二丁目一番五号

を
に、

に改め

る。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(提案理由)

箕面市立彩都の丘小学校及び箕面市立彩都の丘中学校を設置するため、
本条例を改正するものである。

第一百四十四号議案

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例

改正の件

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉田哲郎

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成十五年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 再生資源集団回収 こども会、自治会、管理組合等の営利を目的としない住民団体が、資源化の対象となる物を回収し、再生資源（資源

の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条

第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の回収業者（以下「再生資源回収業者」という。）に引き渡す活動をいう。

八 集団回収物 再生資源集団回収のために所定の方法で持ち出された物をいう。

第三条第三項中「（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）」を削る。

第十三条の次に次の四条を加える。

（資源物の収集及び運搬の禁止）

第十三条の二 市長及び市が委託した者以外の者は、第二十条の規定によ

り所定の方法で排出された缶、瓶その他の規則で定める資源物（以下「特定資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

（集団回収物の収集及び運搬の禁止）

第十三条の三 再生資源集団回収により住民団体から資源化の対象となる物の回収を引き受けている再生資源回収業者以外の者は、集団回収物を収集し、又は運搬してはならない。

2 当該住民団体は、前項の規定に違反する収集又は運搬を防止するため、主体的に取り組むことに努めなければならない。

（違反者に対する指導）

第十三条の四 市長は、市長及び市が委託した者以外の者が第十三条の二の規定に違反して特定資源物を収集し、若しくは運搬したとき、又は再生資源集団回収により住民団体から資源化の対象となる物の回収を引き受けている再生資源回収業者以外の者が前条第一項の規定に違反して集団回収物を収集し、若しくは運搬したときは、これらの行為を行つた者（以下「違反者」という。）に対し、これらの行為を行わないよう指導することができる。

（違反者に対する命令）

第十三条の五 市長は、前条の規定による指導を受けた違反者がその指導に従わず、収集又は運搬を行つたときは、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第三十八条の見出しを「（立入検査等）」に改め、同条第一項中「その職員に」を「当該職員をして」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の三条を加える。

（現場における職員の権限）

第三十八条の二 市長は、当該職員をして、現場で第十三条の四の規定による指導又は第十三条の五の規定による命令に係る事務を行わせることができる。

(身分証明書)

第三十八条の三 第三十八条の規定により立入検査又は報告の徴収を行う職員及び前条の規定により指導又は命令に係る事務を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人又は違反者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(弁明の方法)

第三十八条の四 第十三条の五の規定による命令の際の弁明は、箕面市行政手続条例（平成九年箕面市条例第一号）第三章の規定にかかわらず、その場で書面を提出してするものとする。ただし、市長が別に提出期限を定めるときは、当該期限までに弁明の書面を提出するものとする。

第四十条の次に次の二条を加える。

(罰則)

第四十一条 第十三条の五の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

(提案理由)

所定の方法で排出された缶、瓶等の資源物及び再生資源集団回収に持ち出された古紙等の再生資源を無断で持ち去ることを禁止するため、本条例を改正するものである。

第一百十五号議案

箕面市訪問看護サービス手数料条例廃止の件

箕面市訪問看護サービス手数料条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市訪問看護サービス手数料条例を廃止する条例

箕面市訪問看護サービス手数料条例(平成十二年箕面市条例第二十八号)

は、廃止する。

附 則

(施行期日)

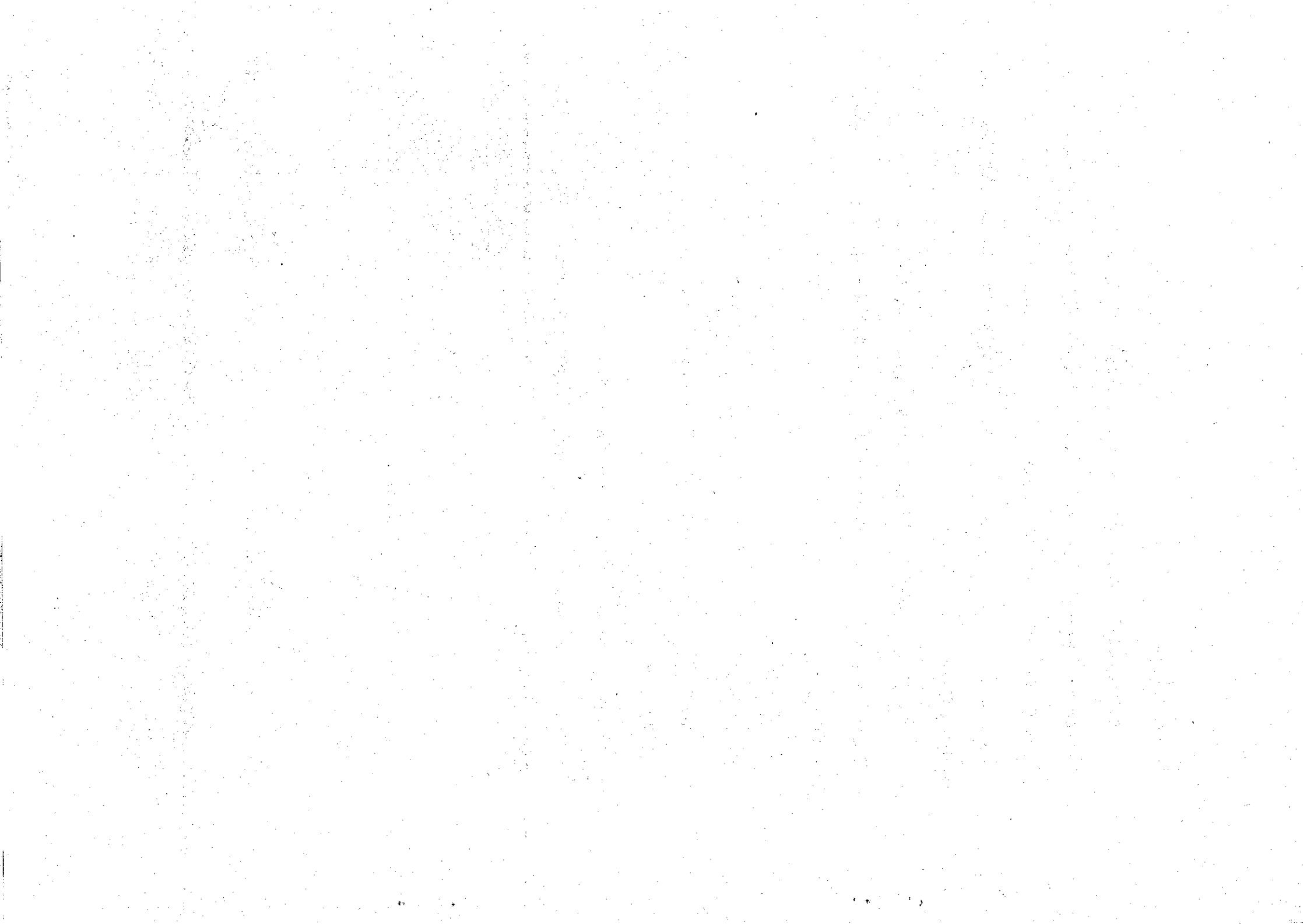
1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の箕面市訪問看護サービス手数料条例の規定により行つた訪問看護サービスに係る手数料及び交通費については、なお従前の例による。

(提案理由)

訪問看護サービスの終了に伴い、本条例を廃止するものである。



第一百十六号議案

箕面市カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例制定
の件

箕面市カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日提出

箕面市条例第
号
箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例

(目的)

第一条 この条例は、カラスによる市民等に対する被害を防止するとともに、カラスから市民及び事業者の生活環境を守り、もつて、安全かつ安心な市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例における用語の定義は、次のとおりとする。

一 市民等とは、市民、事業者及び本市の区域内に滞在する者（本市の区域内を通過する者を含む。）をいう。

二 事業者とは、本市の区域内で事業活動を行う者をいう。

三 納餌とは、自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること（餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。）を継続し、又は反復して行う行為をいう。

四 カラス被害とは、納餌を目当てに集散するカラスによる次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害が生じていると認められる状態であつて、かつ、複数の周

辺住民からの市長に対する苦情の申出等により周辺住民の間で当該被害が共通の認識になつてゐると認められる状態をいう。

イ 鳴き声その他の音

ロ ふん尿その他汚物及びその放置により発生する臭気

ハ 羽毛の飛散

ニ 攻撃、威嚇及び破壊行為

(市長の責務)

第三条 市長は、次に掲げる施策を実施するものとする。
一 第一条の目的を達成するための啓発並びに対策の調査、研究及び実施に關すること。

二 この条例に定める措置の実施

(市民等の責務)

第四条 市民等は、第一条の目的を達成するため、市長がこの条例に基づいて実施する施策に協力するものとする。

2 市民等は、カラス被害を発生させないよう地域で問題の解決に努めるものとする。

(給餌の禁止)

第五条 市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

(回収義務)

第六条 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をした者は、速やかにこれを回収しなければならない。

2 前項の場合において、当該給餌をした者が明らかでない場合であつて、他に給餌による餌を回収すべき者がいないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有する者は、速やかにこれの回収に努めなければならない。

(立入調査等)

第七条 市長は、第五条又は前条第一項に違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして、その事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入つて必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 関係者は、第一項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第八条 市長は、第五条又は第六条第一項の規定に違反した者に対し、期限を定めて当該違反状態の防止又は除去のための措置その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第九条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第十条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第十一條 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十二条 第九条の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由なく、第七条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽的回答を行つたときは、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

(提案理由)

カラスによる被害を防止し、生活環境を守ることにより、安全かつ安心な市民生活の実現に寄与するため、本条例を制定するものである。

第一百十七号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

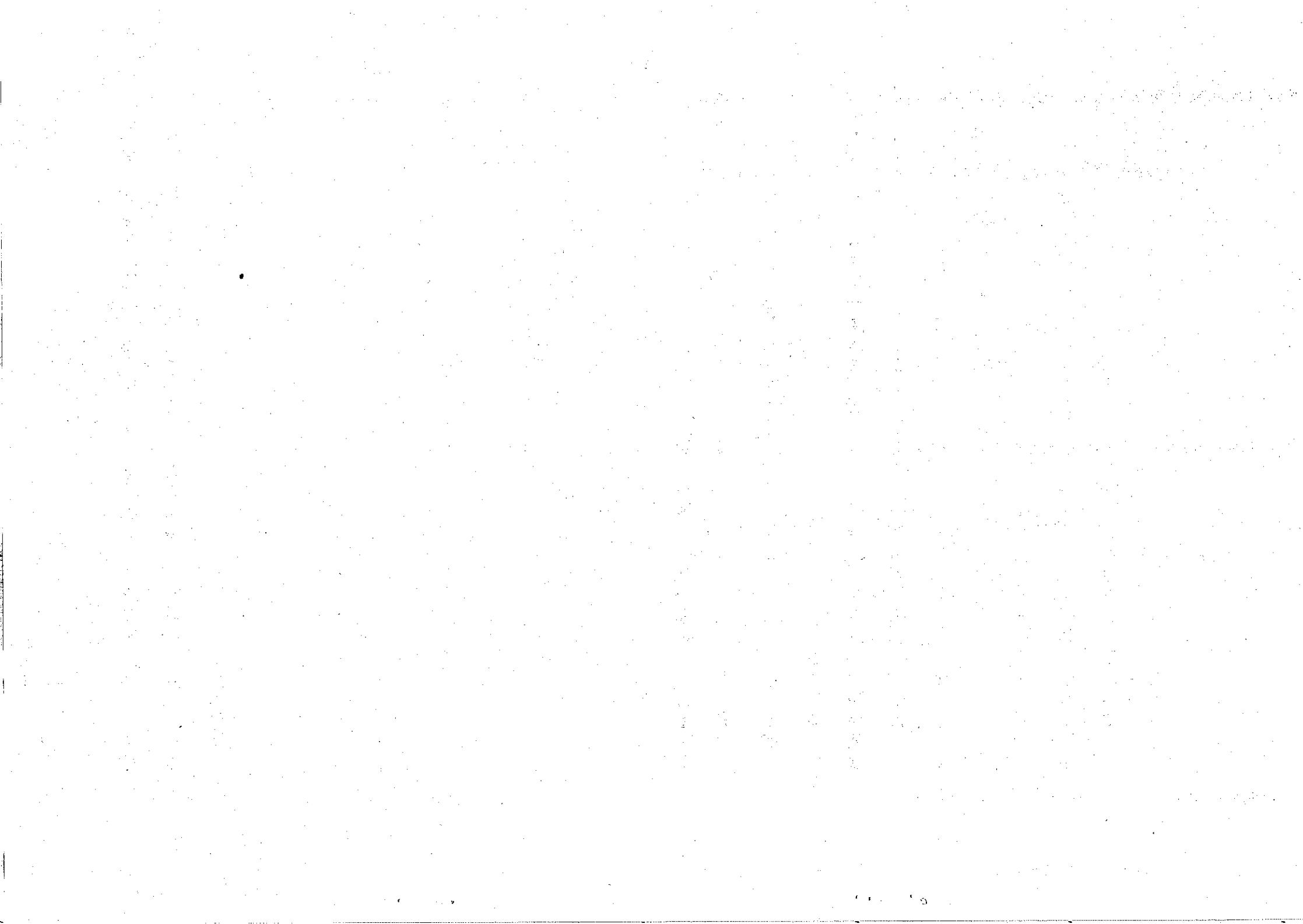
別表第九の三の項中「五十八万円」を「五十三万円」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第118号議案

平成22年度箕面市一般会計補正予算（第5号）

平成22年度箕面市的一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287,112千円を追加し、歳入歳出それぞれ39,842,091千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
12 分担金及び負担金	1 負 担 金	503,270	207	503,477
13 使用料及び手数料	2 手 数 料	714,367	5	714,372
14 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	4,988,895	76,047	5,064,942
	2 国 庫 补 助 金	4,467,320	69,480	4,536,800
	4 国 庫 交 付 金	286,823	2,559	289,382
15 府 支 出 金		2,447,787	38,315	2,486,102
	1 府 負 担 金	1,092,296	11,230	1,103,526
	2 府 补 助 金	881,932	24,920	906,852
	4 府 交 付 金	324,233	2,165	326,398
17 寄 附 金		5,594	500	6,094
	1 寄 附 金	5,594	500	6,094
19 繰 越 金		13,056	165,923	178,979
	1 繰 越 金	13,056	165,923	178,979
20 諸 収 入		1,167,907	21,515	1,189,422
	3 貸 付 金 元 利 収 入	28,448	20,000	48,448
	6 雜 入	518,225	1,515	519,740
21 市 債		3,372,800	△15,400	3,357,400
	1 市 債	3,372,800	△15,400	3,357,400
歳 入 合 計		39,554,979	287,112	39,842,091

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会費	1 議会費	417,691	△874	416,817
2 総務費	1 総務管理費	5,173,921	△874	5,205,531
	2 徴税費	4,361,617	31,211	4,392,828
	3 戸籍住民基本台帳費	258,359	△1,636	256,723
	4 選舉費	118,351	2,427	120,778
	5 統計調査費	91,363	1,864	93,227
	6 監査委員費	22,339	399	22,738
3 民生費		14,403,318	216,726	14,620,044
	1 社会福祉費	3,722,470	70,498	3,792,968
	2 児童福祉費	6,209,549	71,792	6,281,341
	3 生活保護費	1,651,071	63,600	1,714,671
	4 国民健康保険費	830,870	7,348	838,218
	6 介護保険費	1,031,306	3,488	1,034,794
4 衛生費		3,958,350	21,587	3,979,937
	1 保健衛生費	1,023,812	25,965	1,049,777
	2 清掃費	2,103,676	△4,878	2,098,798
	3 市民医療総合施設利用費	814,662	500	815,162
5 労働費		80,605	598	81,203
	1 労働諸費	80,605	598	81,203
6 農林水産業費		106,248	6,970	113,218
7 商工費	1 農業費	91,691	6,970	98,661
		707,261	239	707,500
8 木費	1 商工費	673,018	239	673,257
	1 土木管理費	3,920,935	2,291	3,923,226
	2 道路橋りょう費	1,516,235	937	1,517,172
	5 住宅費	165,615	885	166,500
9 消防費		1,314,239	△1,865	1,312,374
	1 消防費	1,314,239	△1,865	1,312,374
10 教育費	1 教育総務費	6,276,963	9,830	6,286,793
		3,062,131	△3,303	3,058,828

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 小 学 校 費		878,435	5,264	883,699
3 中 学 校 費		401,327	2,858	404,185
4 幼 稚 園 費		456,466	5,859	462,325
5 社 会 教 育 費		994,469	△4,014	990,455
6 保 健 体 育 費		484,135	3,166	487,301
歳 出 合 計		39,554,979	287,112	39,842,091

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前	補 正 後		
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
聖苑等管理運営事業			平成22年度から平成32年度	148,030 千円
野外活動センター管理運営事業			平成22年度から平成32年度	379,850 千円
文化・交流センター管理運営事業			平成22年度から平成32年度	289,700 千円
総合運動場管理運営事業			平成22年度から平成32年度	950,000 千円

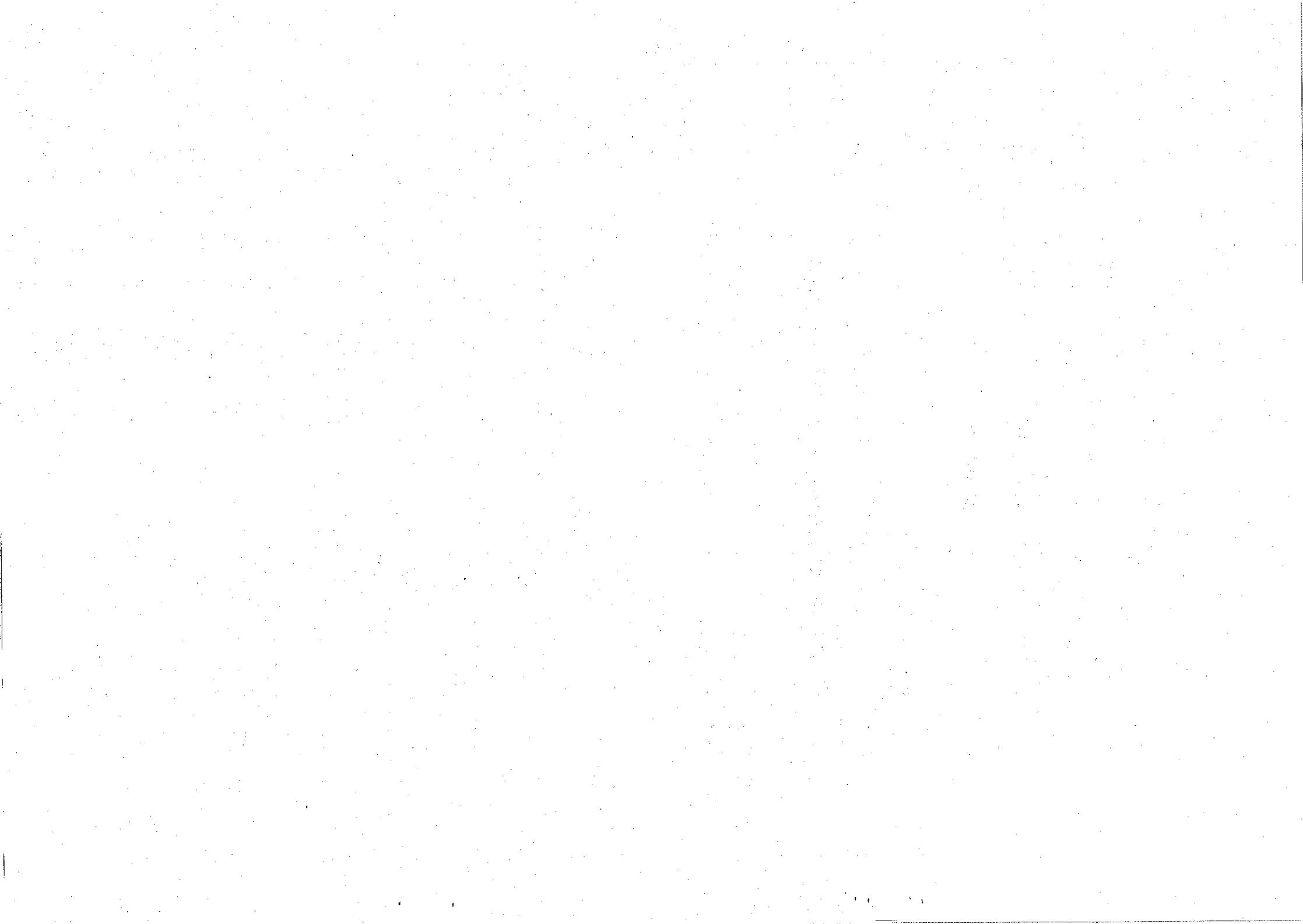
第3表 地方債補正

起債の目的 区分	補正 区分	限度額 千円	起債の 方法	利 率 %以内	償還の方法			
					資金区分	償還期間 年以内	据置期間 年以内	償還の方法 半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等
義務教育施設整備事業	補正前	1,678,800	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政府 その他の 25	5		必要に応じ て繰上償還 することができる。
	補正	△ 15,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	1,663,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上
合計	補正前	3,372,800						
	補正	△ 15,400						
	補正後	3,357,400						

注) ただし、利率見直し方式による借り入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 22 年度
(2010年度)

箕面市一般会計補正予算（第 5 号）説明書



歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 紹 書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,985,000	0	21,985,000
2 地 方 議 与 税	270,000	0	270,000
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0	100,000
4 配 当 割 交 付 金	40,000	0	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0	20,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,006,000	0	1,006,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1,000	0	1,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,000	0	100,000
9 地 方 特 例 交 付 金	332,167	0	332,167
10 地 方 交 付 税	602,973	0	602,973
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	503,270	207	503,477
13 使 用 料 及 び 手 数 料	714,367	5	714,372
14 国 庫 支 出 金	4,988,895	76,047	5,064,942
15 府 支 出 金	2,447,787	38,315	2,486,102
16 財 産 収 入	103,248	0	103,248
17 寄 附 金	5,594	500	6,094
18 緑 入 金	1,755,915	0	1,755,915
19 緑 入 金	13,056	165,923	178,979
20 諸 収 入	1,167,907	21,515	1,189,422
21 市 債	3,372,800	△15,400	3,357,400
歳 入 合 計	39,554,979	287,112	39,842,091

歳出

款	補正前の額	補正額	計
---	-------	-----	---

1 議会費	千円 417,691	千円 △874	千円 416,817
2 総務費	千円 5,173,921	千円 31,610	千円 5,205,531
3 民生費	千円 14,403,318	千円 216,726	千円 14,620,044
4 衛生費	千円 3,958,350	千円 21,587	千円 3,979,937
5 労働費	千円 80,605	千円 598	千円 81,203
6 農林水産業費	千円 106,248	千円 6,970	千円 113,218
7 商工費	千円 707,261	千円 239	千円 707,500
8 土木費	千円 3,920,935	千円 2,291	千円 3,923,226
9 消防費	千円 1,314,239	千円 △1,865	千円 1,312,374
10 教育費	千円 6,276,963	千円 9,830	千円 6,286,793
11 災害復旧費	千円 20,000	千円 0	千円 20,000
12 公債費	千円 3,075,209	千円 0	千円 3,075,209
13 諸支出金	千円 50,239	千円 0	千円 50,239
14 予備費	千円 50,000	千円 0	千円 50,000
歳出合計	千円 39,554,979	千円 287,112	千円 39,842,091

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△874
0	0	20,515	11,095
95,147	0	0	121,579
0	0	500	21,087
0	0	0	598
5,333	0	0	1,637
112	0	0	127
165	0	2	2,124
0	0	0	△1,865
11,829	△15,400	1,000	12,401
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
112,586	△15,400	22,017	167,909

2 蔡 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		千円 503,270	千円 207	千円 503,477
1 負担金		503,270	207	503,477
13 使 用 料	4 総務費負担金	714,367	5	714,372
2 手 数 料		274,649	5	274,654
5 商工手数料		24	1	25
6 土木手数料		48,928	4	48,932
14 国庫支出金		4,988,895	76,047	5,064,942
1 国庫負担金		4,467,320	69,480	4,536,800
1 民生費国庫負担金		4,467,320	69,480	4,536,800
2 国庫補助金		138,140	4,008	142,148
2 民生費国庫補助金		85,568	994	86,562
5 教育費国庫補助金		39,521	3,014	42,535
4 国庫交付金		286,823	2,559	289,382
2 民生費国庫交付金		29,014	2,559	31,573
15 府支 出 金		2,447,787	38,315	2,486,102
1 府 負 担 金		1,092,296	11,230	1,103,526
1 民生費府負担金		1,092,296	11,230	1,103,526

節	金額	説明
区分	金額	千円
1 総務管理費負担金	207	1 共同処理事務費負担金 207
1 商工手数料	1	1 岩石採取計画認可等手数料 1
1 土木管理手数料	3	7 砂利採取計画認可等手数料 11 開発許可等手数料 12 宅地造成許可等手数料 1
3 都市計画手数料	1	5 屋外広告物許可手数料 1
1 社会福祉費負担金	22,774	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 550,930,000円—補正前 529,826,000円 9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 54,935,000円—補正前 53,265,000円 1,670
2 児童福祉費負担金	579	5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 1,919,000円—補正前 1,340,000円 579
3 生活保護費負担金	46,127	1 生活保護費負担金 補正後 1,219,411,000円—補正前 1,173,284,000円 46,127
2 児童福祉費補助金	994	2 母子自立支援事業費補助金 994 補正後 8,411,000円—補正前 7,417,000円
1 教育総務費補助金	3,014	3 幼稚園就園奨励費補助金 補正後 37,776,000円—補正前 34,762,000円 3,014
2 社会福祉費交付金	2,559	1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 2,559
1 社会福祉費負担金	10,552	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 275,465,000円—補正前 264,913,000円 10,552

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 1	1 [民 生 費 府 負 担 金]	588,640	10,772	599,412
2 府	補 助 金	881,932	24,920	906,852
1 民 生 費 府 負 担 金				
3 労 働 費 府 補 助 金		149,877	9,967	159,844
4 農 林 水 産 業 費 府 補 助 金		1,426	316	1,742
8 教 育 費 府 補 助 金		98,847	3,865	102,712
4 府	交 付 金	324,233	2,165	326,398
1 総 務 費 府 交 付 金		190,430	2,165	192,595
17 寄	附 金	5,594	500	6,094
1 寄	附 金	5,594	500	6,094
1 ふ る さ と 寄 附 金		4,494	500	4,994
19 線	越 金	13,056	165,923	178,979
1 線	越 金	13,056	165,923	178,979
1 前 年 度 線	越 金	13,056	165,923	178,979
20 諸	收 入	1,167,907	21,515	1,189,422
3 貸 付 金 元 利 収 入		28,448	20,000	48,448
10 駅前ビルテレビ共聴設備 管 理 料 貸 付 金 収 入		0	20,000	20,000
6 雜	入	518,225	1,515	519,740
3 雜	入	278,724	1,515	280,239

節		説明
区分	金額	
2児童福祉費 負担金	千円 289	4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 959,000円—補正前 670,000円 千円 289
3生活保護費 負担金	389	1 生活保護費負担金 補正後 81,344,000円—補正前 80,955,000円 389
1社会福祉費 補助金	4,694	63 身体障害者知的障害者医療費補助金 補正後 65,820,000円—補正前 61,126,000円 4,694
2児童福祉費 補助金	6,078	9 子どもの医療費補助金 補正後 52,816,000円—補正前 46,738,000円 6,078
1労働諸費用 補助金	9,967	1 緊急雇用創出事業費補助金 補正後 140,403,000円—補正前 130,436,000円 9,967
1農業費補助金	316	2 認定農業者支援事業費補助金 950×1／3=316
2幼稚園費 補助金	3,865	1 安心こども基金特別対策事業費補助金 補正後 81,965,000円—補正前 78,100,000円 3,865
1総務管理費 交付金	2,165	5 権限移譲事務費交付金 6 権限移譲初期的経費交付金 7 権限移譲事務費交付金（共同処理分） 8 権限移譲初期的経費交付金（共同処理分） 535 112 1,104 414
1ふるさと 寄附金	500	1 ふるさと寄附金 補正後 4,994,000円—補正前 4,494,000円 500
1前年度繰越金	165,923	1 前年度繰越金 補正後 178,979,000円—補正前 13,056,000円 165,923
1駅前ビル テレビ共聴設備 管理料 貸付金収入	20,000	1 駅前ビルテレビ共聴設備管理料貸付金収入 20,000
2雑入	1,515	42 日本防火協会防火防災訓練用資器材助成金 50 日本スポーツ振興センター助成金 1,000

(款) 21 市債
(項) 1 市債

科	目	補正前の額	補正額	計
21 市	債	3,372,800	△15,400	3,357,400
1 市	債	3,372,800	△15,400	3,357,400
3 教育債		1,678,800	△15,400	1,663,400

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
1 小学校事業債	△6,100	7 彩都地区小学校整備事業債 補正後 713,800,000円—補正前 719,900,000円 △6,100
2 中学校事業債	△9,300	5 彩都地区中学校整備事業債 補正後 949,600,000円—補正前 958,900,000円 △9,300

(款) 21 市債
(項) 1 市債

3歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

-76-

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目			
1 議					
1 議	会	費	417,691	△874	416,817 一般財源 △874
1 議	会	費	417,691	△874	416,817 一般財源 △874
2 総務	費	5,173,921	31,610	5,205,531	諸収入 一般財源 20,515 11,095
1 総務管理費		4,361,617	31,211	4,392,828	諸収入 一般財源 20,515 10,696
1 一般管理費		1,342,744	△9,766	1,332,978	一般財源 △9,766

節	金額	説明	明
区分	千円		千円
2 納料	△68	1 人件費 (議会費) 【職員課】	446
3 職員手当等	△189	2 納料 2 一般職給 一般職給	△68
4 共済費	703	3 職員手当等 4 地域手当 14 子ども手当	△189 △7 △1,448
11 需用費	△588	4 共済費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金	△1,448 2,151 △182
12 役務費	△518	3 議会運営事業【議会事務局総務課】	△518
18 備品購入費	△214	4 役務費 筆耕翻訳料	△518
		6 議会報発行事業【議会事務局総務課】	△588
		11 需用費 4 印刷製本費 議会報他	△588
		50 議場バリアフリー推進事業【議会事務局総務課】	△214
		18 備品購入費 1 斧用器具費 電動式演壇	△214 △214 △214
		2 納料 2 人件費 (一般管理費) 【職員課】	△11,349
3 職員手当等	△1,025	2 納料 2 一般職給 一般職給	△4,300 △4,300
4 共済費	△6,024	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当	△1,025 156 △172
13 委託料	1,583	4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当	△429 48 △388 △448 208
		4 共済費 3 職員共済組合負担金	△6,024 13,783

(款) 2 総務費		補正額の財源内訳 千円		
(項) 1 総務管理費	科 目			
款 項	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 1 1	[一般管理費]			
5 財産管理費		472,849	25,270	498,119
9人事管理費		1,142,136	21,400	1,163,536
16防災対策費		20,571	515	21,086
22行政情報網推進費		141,371	△3,120	138,251
				一般財源 △3,120
				21,400
				5,270
				20,000
				一般財源

節	区分	金額	説明	明
		千円		千円
			4 職員健康保険組合負担金	△21,315
			7 社会保険料	737
			11 協会けんぽ負担金	771
53	訴訟関係事務経費【法制課】	1,583		
13	委託料	1,583		
1	訴訟事件等弁護士委託	1,583		
19	負担金補助及び交付金	25,270	58 庁舍周辺等電波障害対策事業【官財担当】	25,270
			19 負担金補助及び交付金	25,270
			1 負担金	25,270
			本庁舎電波障害対策費	5,329
			サンプラザ電波障害対策費	19,941
4	共済費	1,531	5 臨時職員雇用事業【職員課】	18,969
			7 賃金	18,969
7	賃金	18,969	1 臨時雇賃金	18,969
13	委託料	900	12 人事給与等システム管理事業【職員課】	900
			13 委託料	900
			1 委託料	900
			システム保守委託	900
13	特別職非常勤・臨時職員管理事業【職員課】	1,531		
4	共済費	1,531		
			4 職員健康保険組合負担金	△5,613
			7 社会保険料	245
			11 協会けんぽ負担金	6,899
18	備品購入費	515	2 防災訓練実施事業【市民安全政策課】	515
			18 備品購入費	515
			1 庁用器具費	515
			模擬消防訓練装置セット	515
13	委託料	△1,723	2 行政情報ネットワーク管理運営事業【総務課】	△2,969
			13 委託料	△1,673
14	使用料及び 賃借料	△1,296	1 委託料	△1,673
			ネットワーク機器保守等委託	△1,673
19	負担金補助 及び交付金	△101	14 使用料及び賃借料	△1,296
			2 賃借料	△1,296
			ネットワーク機器借上料	△1,296
3	総合行政ネットワーク管理運営事業【総務課】	△151		
13	委託料	△50		
1	委託料	△50		
	ネットワーク機器保守委託	△50		
19	負担金補助及び交付金	△50		
1	負担金	△101		
	広域的地域情報通信設備管理費他	△101		

(款) 2 総務費		(項) 1 総務管理費			
款 項	科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
2 1 23	業務システム 管理運営費	169,968	△3,088	166,880	一般財源 △3,088
2 徴 税 費		321,892	△2,655	319,237	一般財源 △2,655
1 徵 税 総務費		233,339	△2,248	231,091	一般財源 △2,248
2 賦課徴収費		88,553	△407	88,146	一般財源 △407
3 戸籍住民基本台帳費		258,359	△1,636	256,723	一般財源 △1,636
1 戸籍住民費		258,359	△1,636	256,723	一般財源 △1,636
4 選挙費		118,351	2,427	120,778	一般財源 2,427
1 選挙管理委員会費		41,973	2,427	44,400	一般財源 2,427

区 分	金 領	説 明
13 委 託 料	△3,088 千円	2 住民情報システム管理運営事業【総務課】 13 委 託 料 1 委 託 料 システム機器保守委託 パソコン入力業務委託他 △3,088 △3,088
2 納 料	△2,024	1 人件費(賞勵総務費)【職員課】 2 納 料 2 一般職給 一般職給 △2,024 △2,024
3 職 員 手 当 等	△1,051	3 職員手当等 2 扶養手当 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当 △1,051 △68 △230 8 △761 827
4 共 治 費	827	4 共 治 費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 4,053 △3,618 197 195
13 委 託 料	△407	1 市・府民税(個人)賦課事務事業【税務課】 13 委 託 料 1 委 託 料 デーク処理等業務委託他 △407 △407
2 納 料	△1,214	1 人件費(戸籍住民基本台帳費)【職員課】 2 納 料 2 一般職給 一般職給 △1,214 △1,214
3 職 員 手 当 等	△156	3 職員手当等 4 地域手当 5 通勤手当 4 共 治 費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 2,900 △3,322 11 145
2 納 料	1,381	1 人件費(選舉管理委員会費)【職員課】 2 紳 料 2 一般職給 一般職給 1,381 1,381
3 職 員 手 当 等	△72	

(款) 2 総務費

(項) 4 選舉費

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
項				
2 4 1 [選舉管理費]				
5 統 計 調 査 費	91,363	1,864	93,227	一般財源 1,864
1 統計調査総務費	31,482	1,864	33,346	一般財源 1,864
6 監 査 委 員 費	22,339	399	22,738	一般財源 399
1 監 査 委 員 費	22,339	399	22,738	一般財源 399
3 民 生 費	14,403,318	216,726	14,620,044	国庫支出金 73,033 府支出金 22,114 一般財源 121,579
1 社 会 福 祉 費	3,722,470	70,498	3,792,968	国庫支出金 25,333 府支出金 15,246 一般財源 29,919
1 社会福祉総務費	804,627	729	805,356	一般財源 729

区分	金額	説明
4 共 濟 費	1,118 千円	3 職員手当等 4 地域手当 4 共 濟 費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金
2 納 料	1,104	1 人件費(統計調査総務費)【職員課】 2 納 料 2 一般職給 一般職給 4 共 濟 費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
4 共 濟 費	760	1,104 1,104 1,104 760 708 △46 23 75
4 共 濟 費	399	1 人件費(監査委員費)【職員課】 4 共 濟 費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金
2 納 料	△1,952	399 399 524 △125
3 職員手当等	△1,904	△1,952
4 共 濟 費	3,585	△1,952 △1,904
19 負担金補助 及び交付金	1,000	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 4 共 濟 費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
		13,392 △10,811 20 984

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	合 計 千円	補正額の財源内訳 千円
3 1 1 [社会福祉総務費]				
5 身体障害者者 知的障害者 医療助成費	125,262	9,386	134,648	府支出金 4,694 一般財源 4,692
9 老人福祉費	256,694	2,559	259,253	国庫支出金 2,559
10 総合保健福祉 セシタ一費	337,137	△3,759	333,378	一般財源 △3,759
11 障害福祉費	1,792,541	61,583	1,854,124	国庫支出金 22,774 府支出金 10,552 一般財源 28,257

節	説明	区 分	金額
		千円	千円
55 地域福祉活動推進事業【健康福祉政策課】	1,000	19 食担金補助及び交付金	1,000
19 食担金補助及び交付金	1,000	2 补助金	1,000
社会福祉協議会補助金	1,000	5 身体障害者・知的障害者医療費助成事業(扶助費)	9,386
【介護・福祉医療課】	9,386	20 扶助費	9,386
身体障害者・知的障害者医療扶助費	9,386	1 扶助費	9,386
19 負担金補助及び交付金	2,559	58 地域密着型サービス拠点整備費補助事業【高齢福祉課】	2,559
地域密着型サービス拠点整備費補助金	2,559	19 負担金補助及び交付金	2,559
14 使用料及び賃借料	△2,375	8 福祉予約バス運行事業【健康福祉政策課】	△2,375
14 使用料及び賃借料	△2,375	14 使用料及び賃借料	△2,375
15 工事請負費	△1,384	2 賃借料	△2,375
自動車借上料		△2,375	
55 公共施設巡回福祉バス運行事業(臨時)【健康福祉政策課】	△1,384	15 工事請負費	△1,384
1 工事請負費	△1,384	バス停留所標識撤去工事	△1,384
19 負担金補助及び交付金	14,180	6 障害者地域生活支援事業【障害福祉課】	14,180
19 負担金補助及び交付金	14,180	19 負担金補助及び交付金	14,180
20 扶助費	47,403	2 补助金	14,180
障害者地域生活支援事業補助金		14,180	
20 地域生活支援事業利用者負担助成事業(扶助費)【障害福祉課】	154	20 地域生活支援事業(扶助費)【障害福祉課】	154
20 扶助費		20 扶助費	154
1 扶助費	154	1 扶助費	154
地域生活支援事業利用者負担助成費		地域生活支援事業利用者負担助成費	
22 障害者福祉給付事業(扶助費)【障害福祉課】	2,535	22 障害者福祉給付事業(扶助費)【障害福祉課】	2,535
20 扶助費		20 扶助費	2,535
1 扶助費	2,535	1 扶助費	2,535
特別障害者手当等給付費他		特別障害者手当等給付費他	
23 捕装具給付事業(扶助費)【障害福祉課】	5,150	23 捕装具給付事業(扶助費)【障害福祉課】	5,150
20 扶助費		20 扶助費	5,150
1 扶助費 捕装具費	5,150	1 扶助費 捕装具費	5,150
24 児童デイサービス事業(扶助費)【障害福祉課】	3,361	24 児童デイサービス事業(扶助費)【障害福祉課】	3,361
20 扶助費		20 扶助費	3,361
1 扶助費	3,361	1 扶助費	3,361
児童デイサービス費		児童デイサービス費	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
3	1 11[障害福祉費]				
2	児童福祉費	6,209,549	71,792	6,281,341	国庫支出金 府支出金 一般財源
1	児童福祉総務費	3,284,296	1,423	3,285,719	国庫支出金 府支出金 一般財源
2	児童福祉施設費	1,302,177	10,123	1,312,300	国庫支出金 府支出金 一般財源

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
25 障害者グループホーム事業(扶助費)	10,339	障害者グループホーム費
20 扶 助 費	10,339	
1 扶 助 費	10,339	障害者グループホーム費
26 障害者施設事業(扶助費)【障害福祉課】	23,361	
20 扶 助 費	23,361	
1 扶 助 費	23,361	障害者施設費
30 日常生活用具給付事業(扶助費)【障害福祉課】	2,503	
20 扶 助 費	2,503	
1 扶 助 費	2,503	日常生活用具給付費
11 需 用 費	24	27 母子自立支援事業(扶助費)【子ども支援課】
12 役 務 費	3	20 扶 助 費
18 備 品 購 入 費	70	1 扶 助 費
20 扶 助 費	1,326	母子家庭自立支援教育訓練給付金他
35 保育所認可等事務事業(権限移譲共同処理分)【幼児育成課】	97	1,326
11 需 用 費	24	
12 役 務 費	3	1 消 耗 品 費
18 備 品 購 入 費	70	4 印刷製本費
11 需 用 費	8	指導監査マニュアル他
12 役 務 費	3	
18 備 品 購 入 費	70	1 序用器具費
11 需 用 費	5	ロッカー
13 委 託 料	7,802	6 簡易保育施設施充実事業【幼児育成課】
19 負 担 金 补 助 及 び 交 付 金	1,157	7,802
20 扶 助 費	1,159	13 委 託 料
27 助産施設等認可等事務事業(権限移譲共同処理分)【子ども支援課】	5	1 委 託 料
11 需 用 費	5	簡易保育業務委託
1 消 耗 品 費	5	7,802

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項				
3 2 2 [児童福祉施設費]				
3 保育所費	1,194,579	20,366	1,214,945	一般財源 20,366
5 子ども成費	174,500	39,870	214,370	府支出金 一般財源 6,078 33,792
6 学童保育費	188,578	10	188,588	府支出金 10
3 生活保護総務費	1,651,071	63,600	1,714,671	国庫支出金 府支出金 一般財源 46,127 389 17,084 2,100
1 生活保護総務費	77,878	2,100	79,978	一般財源 2,100

区分	金額	説明	明
	千円		千円
		53 保育所待機児童緊急対策事業【幼児育成課】	1,157
		19 負担金補助及び交付金	1,157
		2 楠 助 金	1,157
		認可外保育施設保護者補助金	
		認可外保育施設運営費補助金	
2 納 料	△3,034	1 人件費(保育所費)【職員課】	1,091
3 職員手当等	△2,272	2 納 料	△3,034
4 共済費	6,397	2 一般職給 一般職給	△3,034
7 賃 金	19,275	3 職員手当等	△2,272
		4 地域手当	△109
		5 通勤手当	△346
		11 期末勤勉手当	△1,113
		4 共済費	△1,704
		3 職員共済組合負担金	6,397
		4 職員健康保険組合負担金	18,940
		7 社会保険料	△13,827
		11 協会けんぽ負担金	313
		2 臨時職員雇用事業(保育所運営事業)【職員課】	19,275
7 賃 金	19,275	7 賃 金	19,275
12 役務費	3,120	1 子どもの医療費助成事業【介護・福祉医療課】	3,120
20 扶助費	36,750	12 役務費	3,120
		13 手数料	3,120
		5 子どもの医療費助成事業(扶助費)【介護・福祉医療課】	36,750
		20 扶助費	36,750
		1 扶助費	36,750
11 需用費	10	子どもの医療扶助費	36,750
		2 放課後児童健全育成関係事務事業(権限移譲共同処理分)	10
		【子育て応援担当】	
		11 需用費	10
		1 消耗品費	10
2 納 料	1,071	1 人件費(生活保護総務費)【職員課】	2,100
3 職員手当等	△50	2 納 料	1,071
4 共済費	1,079	2 一般職給 一般職給	1,071
		3 職員手当等	
		2 扶養手当	△50
		4 地域手当	39
		5 通勤手当	7

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
3 3 3	1 [生活保護総務費]				
	2 扶 助 費	1,573,193	61,500	1,634,693	国庫支出金 46,127 府支出金 389 一般財源 14,984
	4 国民健康保険費	830,870	7,348	838,218	一般財源 7,348
1	・国民健康保険費	830,870	7,348	838,218	一般財源 7,348
6	介護保険費	1,031,306	3,488	1,034,794	一般財源 3,488
1	介護保険費	1,031,306	3,488	1,034,794	一般財源 3,488
4	衛 生 費	3,958,350	21,587	3,979,937	寄附金 500 一般財源 21,087
1	保健衛生費	1,023,812	25,965	1,049,777	一般財源 25,965
1	保健衛生総務費	197,246	6,060	203,306	一般財源 6,060

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
10 住居手当		△243
14 子ども手当		143
3 職員共済組合負担金		1,079
4 共 活 費		1,379
4 職員健康保険組合負担金		△375
11 協会介護負担金		75
20 扶 助 費	61,500	
1 生活保護事業(扶助費)【生活福祉課】	61,500	
20 扶 助 費	61,500	
1 扶 助 費	61,500	
生活扶助費	30,163	
住宅扶助費	25,595	
教育扶助費	1,622	
医療扶助費	9,061	
生業扶助費	△8,253	
葬祭扶助費	2,867	
施設事務費	△4,306	
介護扶助費	4,751	
28 繰 出 金	7,348	
1 特別会計国民健康保険事業費繰出金(経常)【国保年金課】	7,348	
28 繰 出 金	7,348	
3 特別会計国民健康保険事業費繰出金	7,348	
職員給与費等繰出	7,348	
28 繰 出 金	3,488	
1 特別会計介護保険事業費繰出金(経常)【介護・福祉医療課】	3,488	
28 繰 出 金	3,488	
5 特別会計介護保険事業費繰出金	3,488	
職員給与費等繰出	3,488	
2 納 入 料	2,301	
1 人件費(保健衛生総務費)【職員課】	6,060	
2 納 入 料	2,301	
3 職 員 手 当 等	1,996	
2 一般職給	2,301	
一般職給	1,996	
4 共 活 費	1,763	
2 扶養手当	78	
3 管理職手当	318	
4 地域手当	296	
5 通勤手当	42	
11 期末勤勉手当	1,262	
4 共 活 費	1,763	
3 職員共済組合負担金	4,233	
4 職員健康保険組合負担金	△2,671	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

科 目 項	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
4 1	1 [保健衛生総務費]				
	2 予 防 費	534, 210	19, 677	553, 887	一般財源 19, 677
	5 訪問看護ステーション費	39, 646	228	39, 874	一般財源 228
	2 清掃費	2, 103, 676	△4, 878	2, 098, 798	一般財源 △4, 878
	1 清掃・総務費	940, 557	△4, 878	935, 679	一般財源 △4, 878
3 市民医療総合施設対策	814, 662	500	815, 162	寄附金 500	
2 病院事業費	642, 287	500	642, 787	寄附金 500	
5 労働費	80, 605	598	81, 203	一般財源 598	
1 労働諸費	80, 605	598	81, 203	一般財源 598	
1 労働対策費	38, 965	598	39, 563	一般財源 598	

区 分	金額	明 説
	千円	千円
13 委託料	19,677	7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
4 共済費	228	6 予防接種事業【健康増進課】 13 委託料 1 委託料 予防接種委託
2 納料	△6,118	1 人件費(訪問看護ステーション費)【職員課】 4 共済費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
3 職員手当等	△2,420	2 納料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
19 負担金補助及び交付金	500	50 病院事業会計繰出事業(臨時)【市立病院】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 医療機器等購入補助金 500
2 納料	193	1 人件費(労働対策費)【職員課】 2 納料 2 一般職給 一般職給 193
4 共済費	405	4 共済費 3 職員共済組合負担金

(款) 5 労働費
(項) 1 労働諸費

科	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項					
5 1 1 [労 働 対 策 費]					
6 農 林 水 産 業 費		106,248	6,970	113,218	府支出金 5,333 一般財源 1,637
1 農 業 費		91,691	6,970	98,661	府支出金 5,333 一般財源 1,637
1 農 業 委 員 会 費		42,415	1,543	43,958	一般財源 1,543
2 農 業 総 務 費		17,465	94	17,559	一般財源 94
3 農 業 振 興 費		14,666	5,333	19,999	府支出金 5,333
7 商 工 費		707,261	239	707,500	府支出金 112 一般財源 127
1 商 工 費		673,018	239	673,257	府支出金 112 一般財源 127
1 商 工 総 務 費		93,086	127	93,213	一般財源 127
2 商 工 業 振 興 費		91,233	112	91,345	府支出金 112

区分	金額 千円	説明
		4 職員健康保険組合負担金 △279 千円
2 給料	857	1 人件費（農業委員会費）【職員課】 1,543 2 給料 857
3 職員手当等	△58	2 一般職給 一般職給 857
4 共済費	744	3 職員手当等 4 共済費 5 通勤手当 6 共済費 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 12 職員共済組合負担金 13 職員健康保険組合負担金 △243
4 共済費	94	1 人件費（農業総務費）【職員課】 94 4 共済費 94
13 委託料	5,017	3 職員共済組合負担金 337 4 農林水産業近代化事業【農とみどり政策課】 316
19 負担金補助及び交付金	316	19 負担金補助及び交付金 316 2 補助金 農林水産業近代化事業補助金 316
		56 有害鳥獣農業被害防止事業（緊急雇用）【農とみどり政策課】 5,017
		13 委託料 5,017
		1 委託料 5,017 有害鳥獣農業被害防止事業委託 5,017
3 職員手当等	37	1 人件費（商工総務費）【職員課】 127 3 職員手当等 37
4 共済費	90	2 扶養手当 45 4 地域手当 5 5 通勤手当 △78 14 子ども手当 65 4 共済費 90 3 職員共済組合負担金 1,545 4 職員健康保険組合負担金 △1,455
9 旅費	6	13 商工業活動調査等事務事業（権限移譲共同処理分）【商工観光課】 112 9 旅費 6

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	千円	千円	千円	千円
7	1 2[商工業振興費]				
8	土木費	3,920,935	2,291	3,923,226	使用料及び手数料 府支出金 2 一般財源 165 2,124
1	土木管理費	1,516,235	937	1,517,172	使用料及び手数料 府支出金 2 一般財源 165 770
1	土木総務費	809,721	937	810,658	使用料及び手数料 府支出金 2 一般財源 165 770

節	金額	説明
区分	金額	説明
11 需用費	38 千円	2 普通旅費 11 需用費
12 役務費	2	1 消耗品費 12 役務費
18 備品購入費	66	1 通信運搬費 18 備品購入費 1 斧用器具費 ロツカ一
2 納料	△1,204	1 人件費(土木総務費)【職員課】 2 納料 △1,204
3 職員手当等	△1,161	2 一般職給 3 職員手当等 一般職給 △1,204 △1,161
4 共済費	2,008	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 91 △1,204 △266 △550 △171 △173 △11 △81 2,008
9 旅費	12	12 役務費 4 共済費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 13,269 △11,626 △284 649
11 需用費	926	12 国土利用計画法に基づく届出等事務事業(権限移譲分) 【公共用地活用担当】 11 需用費 1 消耗品費 63 63
25 路外駐車場設置届出事務事業(権限移譲分)【道路課】	63	11 需用費 1 消耗品費 7 7
41 開発行為等許可事務事業(権限移譲分)【開発調整課】	1,224	9 旅費 2 普通旅費 11 需用費 1 消耗品費 12 12 282 197

(歳) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項				
8	1	1[土木総務費]			
2	道路橋りょう費	509,006	469	509,475	一般財源 469
2	道路維持費	405,458	469	405,927	一般財源 469
5	住宅費	165,615	885	166,500	一般財源 885
1	住宅管理費	161,561	885	162,446	一般財源 885
9	消防費	1,314,239	△1,865	1,312,374	一般財源 △1,865
1	消防費	1,314,239	△1,865	1,312,374	一般財源 △1,865
1	常備消防費	1,171,622	3,899	1,175,521	一般財源 3,899

分 類	金 額	説 明
	千円	千円
4 印刷製本費 諸用紙他	85	85
1 通信運搬費	4	4
12 役務費		
18 備品購入費		
1 施用器具費 システム機器他	926	926
19 負担金補助 及び交付金	469	469
55 黄面駆前駐車場周辺電波障害対策事業【交通政策課】		
19 負担金補助及び交付金	469	469
1 負担金	469	469
電波障害対策費		
19 負担金補助 及び交付金	885	885
50 市営住宅改修事業【建築住宅課】		
19 負担金補助及び交付金	885	885
1 負担金	885	885
電波障害対策費		
3 職員手当等	299	299
1 人件費(常備消防費)【職員課】		
3 職員手当等	3,849	3,849
4 共済費	3,550	29
2 扶養手当	267	267
4 地域手当	30	30
11 需用費	1,177	59
5 通勤手当	59	59
10 住居手当	125	125
11 期末勤勉手当	△420	△420
12 児童手当	△100	△100
14 子ども手当	338	338
4 共済費	3,550	3,550
3 職員共済組合負担金	17,181	17,181
4 職員健康保険組合負担金	△12,966	△12,966
7 社会保険料	△740	△740
11 協会けんば負担金	75	75
20 常備消防車両管理事業【警防第一課】		
11 需用費	1,177	1,177
2 燃料費	1,177	1,177
36 救急活動事業【救急・企画担当】		
19 負担金補助及び交付金	1,424	1,424
1 負担金 救命業務受授費	1,424	1,424

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
9 1 1 [常 備 消 防 費]					
2 非常備消防費	134,202		△5,764	128,438	一般財源 △5,764
10 教 育 費	6,276,963	9,830	6,286,793	国庫支出金 3,014 府支出金 8,815 諸収入 1,000 市債 △15,400 一般財源 12,401	
1 教育総務費	3,062,131	△3,303	3,058,828	国庫支出金 3,014 府支出金 4,950 市債 △15,400 一般財源 4,133	
2 事務局費	499,273	6,359	505,632	一般財源 6,359	
3 教育指導費	537,508	7,481	544,989	国庫支出金 3,014 府支出金 4,950 一般財源 △483	

区分	金額 千円	説明	明
18 備品購入費	△5,764	50 常備消防車両購入更新事業【警備課】 18 備品購入費 2 機械器具費 水槽付き消防ポンプ自動車1台	△2,551 △2,551 △2,551
		50 非常備消防車両購入更新事業【警備課】 18 備品購入費 2 機械器具費 消防ポンプ自動車4台	△5,764 △5,764 △5,764
2 納料	155	1 人件費(事務局費)【職員課】 2 納料 2 一般職給 一般職給 扶養手当 地域手当 通勤手当 子ども手当	6,359 155 155 155 88 27 △41 104 6,026
3 職員手当等	178	3 職員手当等 3 職員手当 4 地域手当 5 通勤手当 14 子ども手当	178 11,181 △5,429 △268 542
4 共済費	6,026	4 共済費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	6,026 11,181 △5,429 △268 542
7 賃金	△4,402	7 賃金 1 臨時職員雇用事業(障害児支援事業)【職員課】 1 臨時雇賃金	△4,402 △4,402
13 委託料	4,950	46 私立幼稚園振興事業【幼児育成課】 19 賃雇金 19 賃雇金 私立幼稚園振興事業【幼児育成課】 2 補助金 私立幼稚園児保護者補助金 私立幼稚園就園奨励費補助金	6,933 6,933 6,933 △2,107 9,040
19 負担金補助及び交付金	6,933	72 教育情報化コーディネータ配置事業(緊急雇用)【教育センター】 13 委託料 1 委託料 教育情報化コーディネータ配置事業委託	4,950 4,950 4,950

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
10 1 6 小 中 一 貧 校 整 備 費	1,972,100	△17,143	1,954,957	市債 △15,400 一般財源 △1,743
2 小 学 校 費	878,435	5,264	883,699	一般財源 5,264
1 学 校 管 理 費	673,225	5,264	678,489	一般財源 5,264
3 中 学 校 費	401,327	2,858	404,185	一般財源 2,858
1 学 校 管 理 費	226,838	126	226,964	一般財源 126
2 教 育 振 興 費	50,546	2,732	53,278	一般財源 2,732
4 幼 稚 園 費	456,466	5,859	462,325	府支出金 3,865 一般財源 1,994
1 幼 稚 園 費	323,710	61	323,771	一般財源 61

分 類	金 額	説 明
17 公有財産購入費	△17,143	55 彩都地区小中一貫校整備事業【彩都地区小中一貫校開校準備室】 17 公有財産購入費 1 土地購入費 施設整備用 △17,143
2 納 料	△1,548	1 人件費(小学校・学校管理費)【職員課】 2 納 料 2 一般職給 一般職給 △1,548
3 職員手当等	△116	3 職員手当 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 △116
4 共 済 費	6,928	4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 6,928 6,800 △2,828 629 2,327
2 納 料	△1,103	1 人件費(中学校・学校管理費)【職員課】 2 納 料 2 一般職給 一般職給 △1,103
3 職員手当等	△597	3 職員手当 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当 △597
4 共 済 費	1,826	4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 △597 △121 △27 △449 1,826 1,116 △200 910
20 扶 助 費	2,732	5 生徒就学援助事業(扶助費)【学校管理課】 20 扶助費 2 納 料 要保護及び准要保護生徒就学援助費給付金 2,732 2,732
3 職員手当等	△684	1 人件費(幼稚園費)【職員課】 3 職員手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当 61 △684 △53 △735 104
4 共 済 費	745	(款) 10 教育費 (項) 4 幼稚園費

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

科 款	項 目	補正前の額 千円	補 正 領 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
10	4 [幼 稚 園 費]				
	3 幼 稚 園 施 設 費	117,150	5,798	122,948	府支出金 3,865 一般財源 1,933
5	社 会 教 育 費	994,469	△4,014	990,455	一般財源 △4,014
1	社会教育総務費	614,818	△1,661	613,157	一般財源 △1,661
6	生 涯 学 習 費	113,876	△2,353	111,523	一般財源 △2,353
1	保 健 体 育 費	484,135	3,166	487,301	諸収入 1,000 一般財源 2,166
3	学 校 給 食 費	173,381	2,166	175,547	一般財源 2,166

区 分	金 額	説 明
		千円
		4 共 濟 費
		3 職員共済組合負担金
		4 職員健康保険組合負担金
		7 社会保険料
		11 協会けんぽ負担金
19 負 担 金 补 助 及 び 支 付 金	5,798	50 箕面森町認定こども園(幼稚園)施設整備費補助事業【幼児育成課】 5,798 19 負担金補助及び支払金 2 补 助 金 施設整備費補助金 5,798
2 給 料	△1,295	1 人件費(社会教育総務費)【職員課】 △1,661 2 給 料 △1,295
3 職 員 手 当 等	△830	2 一般職給 △1,295
4 共 濟 費	464	3 職員手当等 4 地域手当 5 通勤手当 6 一般職給 10 住居手当 11 期末勘定手当 4 共 濟 費 3 職員共済組合負担金 4 職員健康保険組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 7,081 △9,011 631 1,763 △2,353
13 委 託 料	△2,353	52 中央生涯学習センター設備等改修事業 【生涯学習センター公民館担当】 △2,353
		13 委 託 料 △2,353 1 委 託 料 設計委託 △2,353
19 負 担 金 补 助 及 び 支 付 金	1,000	23 市民スポーツ奨励事業【文化スポーツ課】 1,000 19 負担金補助及び支払金 1 負 担 金 1,000 1,000 豊能地域生涯スポーツ推進事業 1,000
7 貨 金	1,804	1 臨時職員雇用事業(学校給食実施事業)【職員課】 1,804 7 貨 金 1,804 1,804
20 扶 助 費	362	1 臨時雇賃金 1,804 1,804
		10 児童生徒就学援助事業(給食関係)(扶助費)【学校管理課】 362 20 扶 助 費 2 給 付 金 362 準要保護児童生徒給食費給付金他 362

給 手 費

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (月分)
補正後	長等	3	27,823	12,734 4.10
	議員	25	175,136	71,803 4.10
	その他特別職	1,677	269,220	
	計	1,705	444,356	84,537
補正前	長等	3	27,823	12,734 4.10
	議員	25	175,136	71,803 4.10
	その他の特別職	1,677	269,220	
	計	1,705	444,356	84,537
比較	長等			
	議員			
	その他特別職			
	計			

明 細 書

費			共 濟 費	合 計	備 考
地域手当	その他の手当	計	(千円)	(千円)	
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
3,061		43,618	6,877	50,495	
		246,939	29,035	275,974	
		269,220	13,612	282,832	
3,061		559,777	49,524	609,301	
3,061		43,618	6,733	50,351	
		246,939	29,035	275,974	
		269,220	13,612	282,832	
3,061		559,777	49,380	609,157	
		144	144	144	
		144	144	144	
		144	144	144	

2 一般職

(1) 総括

区分	給与		
	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	(166) 889		3,929,182
補正前	(167) 891		3,945,980
比較	(△ 1) △ 2		△ 16,798 △ 10,950

-108-

区分	扶養手当	管理職手当
	(千円)	(千円)
補正後	117,592	251,185
補正前	117,224	251,975
比較	368	△ 790

区分	夜間勤務手当	時間外及び休日勤務手当(千円)
	(千円)	
補正後	10,082	239,902
補正前	10,082	239,902
比較		

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費 計 (千円)	共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
7,807,309	1,249,002	9,056,311	
7,835,057	1,223,329	9,058,386	
△ 27,748	25,673	△ 2,075	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
472,422	73,028	31,851
474,662	73,498	31,851
△ 2,240	△ 470	

住 居 手 当 (千円)	期 末 勉 劳 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
48,475	1,698,628	934,962
48,979	1,705,942	934,962
△ 504	△ 7,314	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別 (千円)	内訳
給料	△ 16,798	1 その他の増減分	△ 16,798
職員手当	△ 10,950	1 その他の増減分	△ 10,950

(注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説明	備考
新陳代謝に係る減分	
所属会計変更等に係る増加分	職員数の異動状況 〔現に在職する〕 (その他) (計)
△ 6,845 千円	[職員数] 補正後 889(166)人 ()人 889(166)人
育児休業等に係る減分	補正前 891(167)人 ()人 891(167)人
△ 11,972 千円	比較 △2(△1)人 ()人 △2(△1)人
	扶養手当 368 千円
	管理職手当 △ 790 千円
地域手当	△ 2,240 千円
通勤手当	△ 470 千円
住居手当	△ 504 千円
期末勤勉手当	△ 7,314 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度以

事 項	補 正 前 区 分	限 度 額 千円	前年度末までの 支 出 (見込)額	
			期 間	金 額 千円
聖苑等管理運営事業	補正前			
	補正	148,030		
	補正後	148,030		
野外活動センター管理運営事業	補正前			
	補正	379,850		
	補正後	379,850		

ものについての前年度末までの支出額
降の支出予定額等に関する調書

当該年度以降 の支出予定額 期 間	左 の 財 源 内 訳			一般財源
	金 額	国府支出金	地方債	
	千円	千円	千円	千円
平成22年度 (2010年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	148,030			148,030
平成22年度 (2010年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	148,030			148,030
平成22年度 (2010年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	379,850			379,850
平成22年度 (2010年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	379,850			379,850

事 項	補 正 区 分	限 度 額 千円	前年度末までの 支 出 (見込) 額	
			期 間	金 額 千円
文化・交流センター管理運営事業	補正前			
	補正	289,700		
	補正後	289,700		
総合運動場管理運営事業	補正前			
	補正	950,000		
	補正後	950,000		

当該年度以降 の支出予定額	左 の 財 源 内 訳			一般財源 千円
	特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	
期 間	金 額 千円	国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円
平成22年度 (2010年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	289,700			289,700
平成22年度 (2010年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	289,700			289,700
平成22年度 (2010年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	950,000			950,000
平成22年度 (2010年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	950,000			950,000

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

当該年度末における現在高の見込みに薦する調書

区 分	補 正 区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中増減見込額		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普 通 債	補 正	12,406,727	10,981,042	△ 15,400	(1,021,100)	千円
	補 正後	12,406,727	10,981,042	(1,021,100)	1,822,800	1,707,927
(8) 小 学 校	補 正前	407,680	376,673	(668,400)	719,900	36,038
	補 正			△ 6,100		△ 6,100
(9) 中 学 校	補 正後	407,680	376,673	(668,400)	713,800	36,038
	補 正前	518,864	761,473	(342,500)	958,900	11,101
合 計	補 正			△ 9,300		△ 9,300
	補 正後	518,864	761,473	(342,500)	949,600	11,101
	補 正前	26,508,266	25,902,610	(1,021,100)	3,372,800	2,611,569
	補 正			△ 15,400		△ 15,400
	補 正後	26,508,266	25,902,610	(1,021,100)	3,357,400	2,611,569
						27,669,541

(注) 当該年度中起算見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第119号議案

平成22年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）

平成22年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,840千円を減額し、歳入歳
出それぞれ16,440,885千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条　債務負担行為の変更は、「第2表　債務負担行為補正」による。

平成22年11月30日提出

箕面市長　倉田哲郎

第1表 延入延出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
4 療養給付費等交付金		554,619	3,762	558,381
8 緑 入 金	1 他会計緑入金	554,619	3,762	558,381
9 諸 収 入		830,870	7,348	838,218
	1 雜 入	830,870	7,348	838,218
歳 入 合 計		16,494,725	△53,840	16,440,885

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 領 千円	計 千円
1 総務費		199,488	7,348	206,836
	1 総務管理費	167,794	7,348	175,142
3 後期高齢者支援金等		1,513,913	△59,387	1,454,526
	1 後期高齢者支援金等	1,513,913	△59,387	1,454,526
4 前期高齢者納付金等		4,306	△1,801	2,505
	1 前期高齢者納付金等	4,306	△1,801	2,505
歳出合計		16,494,725	△53,840	16,440,885

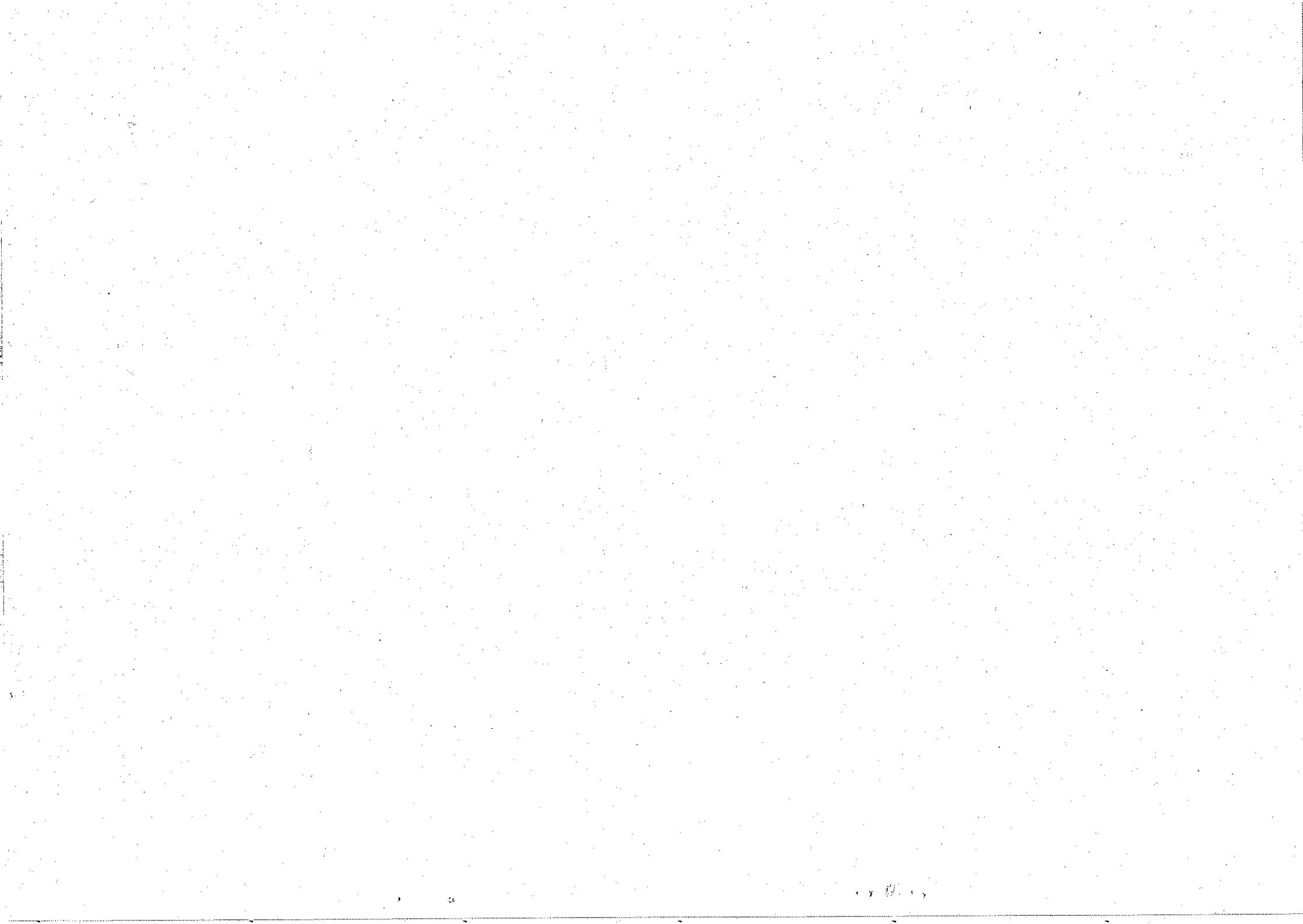
第2表 債務負担行為補正

-120-

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
窓口業務等委託事業			平成22年度から 平成23年度 21,398千円	

平成 22 年度
(2010年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）説明書



歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,499,084	0	3,499,084
2 使用料及び手数料	769	0	769
3 国庫支出金	2,853,702	0	2,853,702
4 療養給付費等交付金	554,619	3,762	558,381
5 前期高齢者交付金	3,128,794	0	3,128,794
6 府支出金	617,219	0	617,219
7 共同事業交付金	1,434,563	0	1,434,563
8 繼入金	830,870	7,348	838,218
9 諸取入	3,575,105	△64,950	3,510,155
歳入合計	16,494,725	△53,840	16,440,885

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
			千円
1 総務費	199,488	7,348	206,836
2 保険給付費	9,412,864	0	9,412,864
3 後期高齢者支援金等	1,513,913	△59,387	1,454,526
4 前期高齢者納付金等	4,306	△1,801	2,505
5 老人保健拠出金	47,277	0	47,277
6 介護納付金	582,668	0	582,668
7 共同事業拠出金	1,562,337	0	1,562,337
8 保健事業費	162,722	0	162,722
9 諸支出金	17,595	0	17,595
10 予備費	2,000	0	2,000
11 緑上充用金	2,989,555	0	2,989,555
歳出合計	16,494,725	△53,840	16,440,885

補 正 額 の 財 源 内 訳

特

定 財

源 内 訳

國府支出金

地 方 債

そ の 他

千円

0

0

千円

2歳 入

(収) 4 療養給付費等交付金

(項) 1 療養給付費等交付金

科	目	補正前の額	補正額	計
款	項			
4	療養給付費等交付金	554,619	3,762	558,381
1	療養給付費等交付金	554,619	3,762	558,381
8	緑入	830,870	7,348	838,218
1	他会計緑入金	830,870	7,348	838,218
1	一般会計緑入金	830,870	7,348	838,218
9	諸収入	3,575,105	△64,950	3,510,155
1	雑入	3,575,105	△64,950	3,510,155
9	雑入	583,513	△64,950	518,563

節	説明	明
区分	金額	千円
2 過年度分	3,762	1 過年度分 補正後 3,763,000円—補正前 1,000円
2 職員給与費等 総入金	7,348	1 職員給与費等繰入金 補正後 235,686,000円—補正前 228,338,000円
1 雜入	△64,950	1 雜収入 補正後 518,193,000円—補正前 583,513,000円 2 保険財政共同安定化事業拠出金運用利息返還金 370

(款) 9 諸収入
(項) 1 雜入

3歳出

(説) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

-128-

科 款 項 目	補正前の額 千円	補 正 領 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
1 総務費	199,488	7,348	206,836	一般財源 7,348
1 総務管理費	167,794	7,348	175,142	一般財源 7,348
1 一般管理費	165,225	7,348	172,573	一般財源 7,348
3 後期高齢者支援金等	1,513,913	△59,387	1,454,526	療養給付費等交付金 3,762 諸収入 △63,149
1 後期高齢者支援金等	1,513,913	△59,387	1,454,526	療養給付費等交付金 3,762 諸収入 △63,149
1 後期高齢者支援金	1,513,707	△59,373	1,454,334	療養給付費等交付金 3,762 諸収入 △63,135
2 後期高齢者関係事務費拠出金	206	△14	192	諸収入 △14
4 前期高齢者納付金等	4,306	△1,801	2,505	諸収入 △1,801
1 前期高齢者納付金	4,306	△1,801	2,505	諸収入 △1,801
2 前期高齢者関係事務費拠出金	186	△8	178	諸収入 △8

区分	金額	説明
		千円
4 共済費	3,752	1 一般事務経費（一般管理費）【国保年金課】 4 共済費 3 職員共済組合負担金 11 協会けんぽ負担金
13 委託料	3,596	4 一般事務経費（窓口業務等委託）【国保年金課】 13 委託料 1 委託料 窓口業務等委託 3,596
19 負担金補助及び交付金	△59,373	25 保険給付事業（後期高齢者支援金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 後期高齢者支援金 △59,373
19 負担金補助及び交付金	△14	26 保険給付事業（後期高齢者関係事務費拠出金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 後期高齢者関係事務費 △14
19 負担金補助及び交付金	△1,793	27 保険給付事業（前期高齢者納付金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 前期高齢者納付金 △1,793
19 負担金補助及び交付金	△8	28 保険給付事業（前期高齢者関係事務費拠出金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 前期高齢者関係事務費 △8

(款) 4 前期高齢者納付金等
(項) 1 前期高齢者納付金等

給 手 費

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(2) 17		64,101	49,443
補正前	(2) 17		64,101	49,443
比較	()			

職員手当
の内訳

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	1,167	1,704
補正前	1,167	1,704
比較		

区分	時間外及び休日勤務手当 (千円)	住居手当	
		(千円)	(千円)
補正後	10,128	1,539	
補正前	10,128	1,539	
比較			

(注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費 計 (千円)	共 濟 費 (千円)	合 (千円)	備 考 計 135,261
113,544	21,717		
113,544	17,965	131,509	
	3,752	3,752	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
7,367	662	51
7,367	662	51

期 末 勤 勉 手 当

(千円)

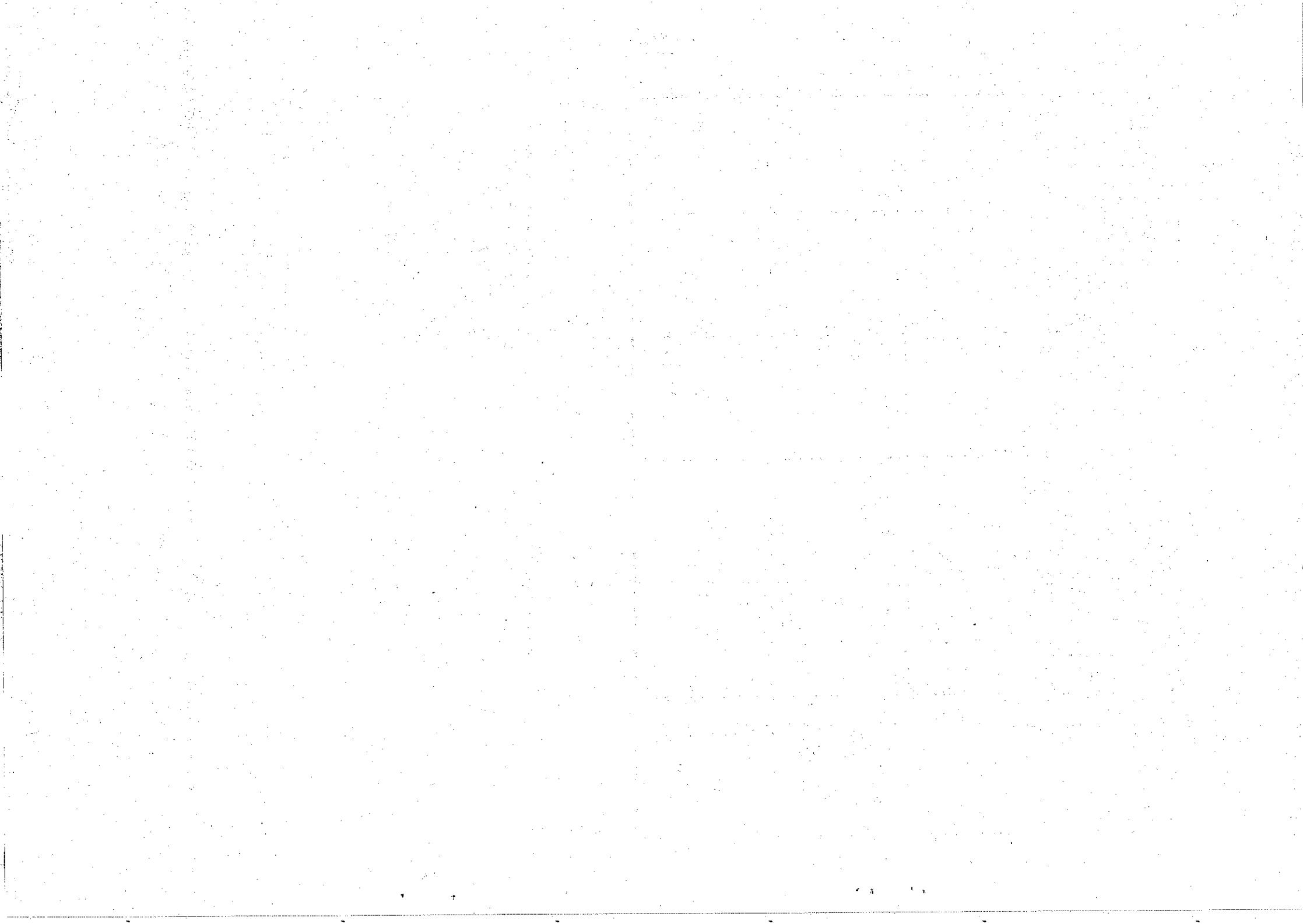
26,825

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度以

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度末までの 支 出 (見込) 額	
			期 間	金 額 千円
窓口業務等委託事業	補正前			
	補正	21,398		
	補正後	21,398		

ものについての前年度末までの支出額
降の支出予定額等に関する調書

当該年度以降 の支出予定額	左 の 財 源 内 訳				一般財源 千円
	金額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成22年度 (2010年度) か、ら 平成23年度 (2011年度)	21,398				21,398
平成22年度 (2010年度) か、ら 平成23年度 (2011年度)	21,398				21,398



第120号議案

平成22年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)

平成22年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,488千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,500,016千円とする。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更是、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

歳入

歳 入 款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	合 計 千円
7 繰 入 金		1,127,523	3,488	1,131,011
1 他会計繰入金		1,031,132	3,488	1,034,620
歳入合計		6,496,528	3,488	6,500,016

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費		246,334	3,488	249,822
	1 総務管理費	153,301	3,488	156,789
2 保険給付費		6,011,705	0	6,011,705
	1 介護サービス等諸費	5,156,421	78,530	5,234,951
	2 介護予防サービス等諸費	506,544	△36,803	469,741
	4 特定入所者介護費	209,187	△41,727	167,460
歳出合計		6,496,528	3,488	6,500,016

第2表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
窓口業務等委託事業			平成22年度から 平成23年度	20,753千円

平成 22 年度
(2010年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 保険料	1,353,630	0	1,353,630
2 使用料及び手数料	2	0	2
3 国庫支出金	1,212,775	0	1,212,775
4 支払基金交付金	1,830,554	0	1,830,554
5 府支出行金	923,736	0	923,736
6 財産収入	2	0	2
7 繰入金	1,127,523	3,488	1,131,011
8 繰越金	48,086	0	48,086
9 諸収入	220	0	220
歳入合計	6,496,528	3,488	6,500,016

款	補正前の額	補正額	計
			千円
1 総務	246,334	3,488	249,822
2 保険給付費	6,011,705	0	6,011,705
3 地域支援事業費	180,141	0	180,141
4 基本金積立金	2,199	0	2,199
5 諸支出金	54,149	0	54,149
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	6,496,528	3,488	6,500,016

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	千円
0	0	0	3,488
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
			3,488

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

-144-

歳 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 繰 入 金		1,127,523	3,488	1,131,011
1 他 会 計 繰 入 金		1,031,132	3,488	1,034,620
1 一 般 会 計 繰 入 金		1,031,132	3,488	1,034,620

区分	金額	説明
	千円	千円
3 職員給与費等 総入金	3,488	1 職員給与費等総入金 補正後 249,581,000円—補正前 246,093,000円
		3,488

(款) 7 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

-146-

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	千円	千円	千円	千円
1 総務費	246,334	3,488	249,822	一般財源 3,488
1 総務管理費	153,301	3,488	156,789	一般財源 3,488
1 一般管理費	153,301	3,488	156,789	一般財源 3,488
2 保険給付費	6,011,705	0	6,011,705	0
1 介護サービス等諸費	5,156,421	78,530	5,234,951	一般財源 78,530
1 居宅介護サービス給付費	2,388,839	242,502	2,631,341	一般財源 242,502
5 施設介護費	2,099,101	△207,184	1,891,917	一般財源 △207,184
7 施設介護サービス給付費	24,600	2,820	27,420	一般財源 2,820
8 居宅改修費				
9 居宅介護サービス計画費	232,835	40,392	273,227	一般財源 40,392
2 介護予防サービス等諸費	506,544	△36,803	469,741	一般財源 △36,803
1 介護予防費	413,839	△38,684	375,155	一般財源 △38,684
6 介護予防費	18,777	1,881	20,658	一般財源 1,881
4 特定入所者介護サービス等費	209,187	△41,727	167,460	一般財源 △41,727
1 特定入所者介護サービス費	208,487	△42,012	166,475	一般財源 △42,012
2 特例特定入所者介護サービス費	100	285	385	一般財源 285

節	説	明
区分	金額 千円	
13 委託料	3,488	4 一般事務経費(窓口業務等委託)【介護・福祉医療課】 13 委託料 1 委託料 窓口業務等委託 3,488
19 負担金補助及び交付金	242,502	21 保険給付事業(居宅介護サービス給付費)【介護・福祉医療課】 242,502 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 居宅介護サービス給付費 242,502
19 負担金補助及び交付金	△207,184	23 保険給付事業(施設介護サービス給付費)【介護・福祉医療課】 △207,184 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 施設介護サービス給付費 △207,184
19 負担金補助及び交付金	2,820	26 保険給付事業(居宅介護住宅改修費)【介護・福祉医療課】 2,820 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 居宅介護住宅改修費 2,820
19 負担金補助及び交付金	40,392	27 保険給付事業(居宅介護サービス計画給付費)【介護・福祉医療課】 40,392 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 居宅介護サービス計画給付費 40,392
19 負担金補助及び交付金	△38,684	9 保険給付事業(介護予防サービス給付費)【介護・福祉医療課】 △38,684 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 介護予防サービス給付費 △38,684
19 負担金補助及び交付金	1,881	16 保険給付事業(介護予防住宅改修費)【介護・福祉医療課】 1,881 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 介護予防住宅改修費 1,881
19 負担金補助及び交付金	△42,012	45 保険給付事業(特定入所者介護サービス費)【介護・福祉医療課】 △42,012 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 特定入所者介護サービス費 △42,012
19 負担金補助及び交付金	285	46 保険給付事業(特例特定入所者介護サービス費) 285 【介護・福祉医療課】

(款) 2 保険給付費

(項) 4 特定入所者介護サービス等費

科 款	目 項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
2	4 2 [特例特定入所者 介護サービス費]				

区 分	金 額 千円	説 明
		19 食担金補助及び交付金
1 負 担 金 特例特定入所者介護サービス費	285 285	

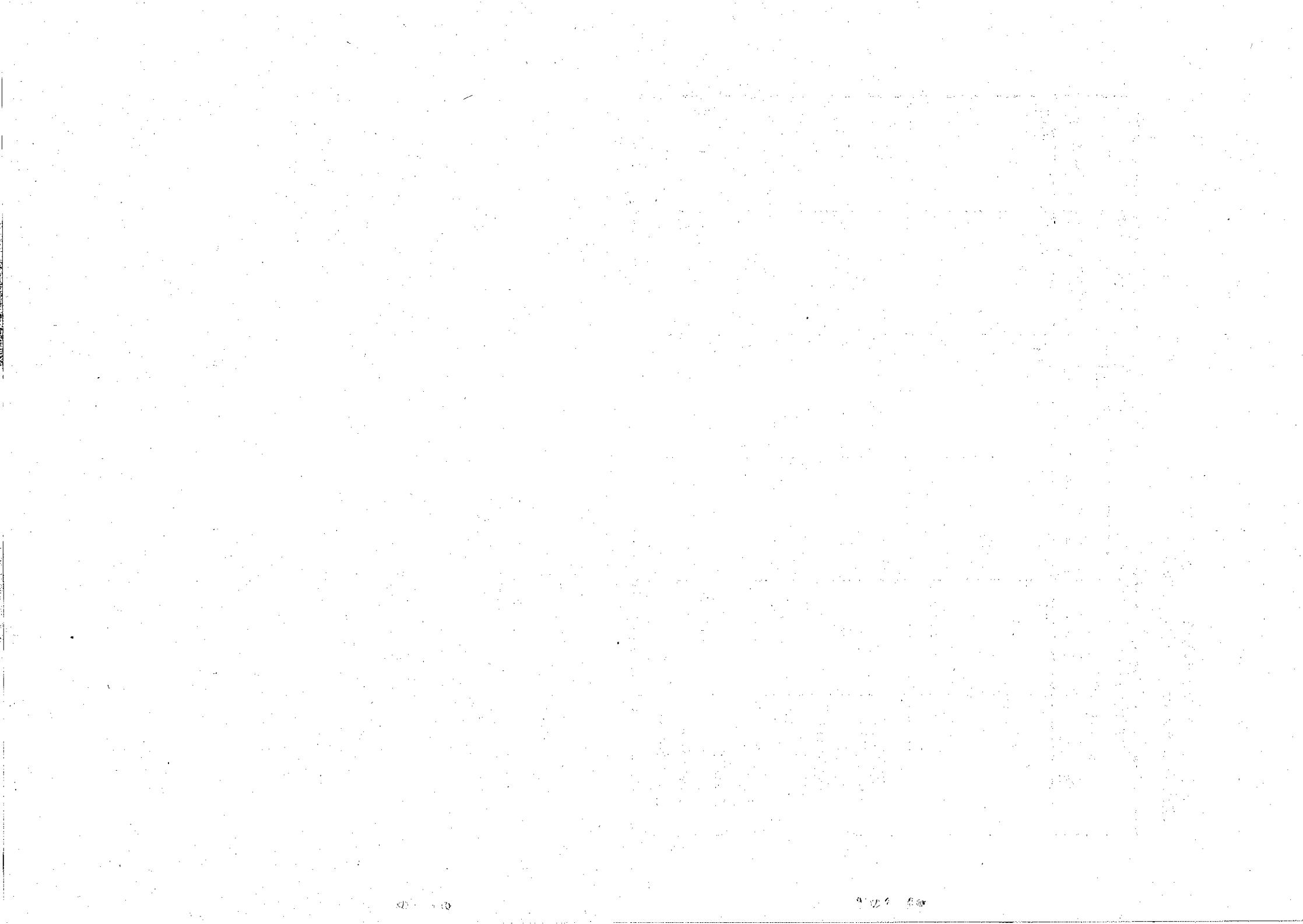
(款) 2 保険給付費
(項) 4 特定入所者介護サービス

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度以

事 項	補 正 区 分	限 度 額 千円	前年度末までの 支 出 (見込) 金 額	
			期 間	金 額 千円
窓口業務等委託事業	補正前			
	補正	20,753		
	補正後	20,753		

ものについての前年度末までの支出額
降の支出予定額等に関する調書

当該年度以降 の支出予定額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一般財源
期 間	金 額	国 府 支 出 金	千 円	千 円
平成22年度 (2010年度) か ら 平成23年度 (2011年度)	20,753			20,753
平成22年度 (2010年度) か ら 平成23年度 (2011年度)	20,753			20,753



第121号議案

箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成22年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 漆原裕三

略歴

昭和47年 3月	香川県立津田高等学校卒業
同 47年 4月	高松国税局勤務
同 48年 3月	田辺税務署勤務（大蔵事務官）
同 55年 7月	大阪国税局調査部統括国税調査官付国税調査官
平成 2年 7月	奈良税務署法人税・源泉所得税部門上席国税調査官

同 5年 7月	大阪国税不服審判所国税審査官
同 11年 7月	東大阪税務署法人課税第3部門統括国税調査官
同 14年 7月	長田税務署法人課税第3部門統括国税調査官
同 15年 9月	税理士登録
同 15年 10月	漆原裕三税理士事務所開設（現在に至る。）

(提案理由)

漆原裕三氏を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものである。